

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2の規定に基づき組織することとし、「天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする天神川水系とは、一級水系天神川のうち、天神川、小鴨川、国府川、三徳川の直轄管理区間、対象とするダムは中津ダムを示す。

（目的）

第2条 天神川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策やソフト対策、事前放流の取組を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築及びダムによる治水対策の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 4 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 ダムの事前放流を実施するために必要な協議
- 6 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加する

ことができる。

- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中国地方整備局倉吉河川国道事務所及び鳥取県県土整備部河川港湾局河川課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年7月12日から施行する。(第1回協議会の日)

本規約は、平成30年2月8日 一部改正 (第4回協議会の日)

本規約は、平成30年5月14日 一部改正 (第5回協議会の日)

本規約は、令和2年6月3日 一部改正 (第8回協議会の日)

本規約は、令和3年5月28日 一部改訂 (第9回協議会の日)

本規約は、令和5年5月29日 一部改訂 (第11回協議会の日)

本規約は、令和6年3月22日 一部改訂 (第12回協議会の日)

本規約は、令和6年6月 日 一部改訂 (第13回協議会の日) 案

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 委員

(委員)

倉吉市長

三朝町長

湯梨浜町長

琴浦町長

北栄町長

鳥取県 危機管理部長

鳥取県 企業局長

鳥取県 県土整備部長

鳥取県 中部総合事務所 県土整備局長

鳥取中部ふるさと広域連合 消防局長

気象庁 鳥取地方气象台長

国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長

(事務局)

鳥取県 県土整備部 河川港湾局 河川課

国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所

天神川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会 委員

(委員)

倉吉市 総務部長兼防災調整監
三朝町 総務課 参事兼危機管理局長
湯梨浜町 総務課 防災担当参事
琴浦町 危機管理監
北栄町 総務課長
鳥取県 危機管理部 次長兼危機管理政策課長
鳥取県 企業局 工務課長
鳥取県 県土整備部 河川港湾局長
鳥取県 中部総合事務所 県土整備局 副局長兼計画調査課長
鳥取県 中部総合事務所 県土整備局 河川砂防課長
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局 警防課長
気象庁 鳥取地方气象台 防災管理官
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 河川副所長
国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 道路副所長

(事務局)

鳥取県県土整備部 河川港湾局 河川課
国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
天神川流域の減災に係る取組方針

【見直し】（改正案）

令和6年6月 日

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

〔 倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、鳥取県、
鳥取中部ふるさと広域連合、鳥取地方气象台、
国土交通省中国地方整備局 〕

目 次

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 天神川流域の概要と主な課題
 - (1) 天神川流域の地形的な特徴と氾濫特性
 - (2) 過去の洪水による被害状況
 - (3) 天神川の現状と課題
4. 現状の取組状況
 - (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項
 - (2) 水防に関する事項
 - (3) 氾濫水の排水、施設運用に関する事項
 - (4) 河川管理施設の整備に関する事項
5. 減災のための目標
6. 概ね5年で実施する取組
 - (1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - (2) 急流河川の地域特性に応じた効率的・効果的な水防活動
 - (3) 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動
7. フォローアップ

※改訂履歴

平成28年10月7日

平成30年3月23日：琴浦町、鳥取中部ふるさと広域連合が参加、緊急行動計画を反映

令和3年5月28日：二期目の「天神川流域の減災に係る取組方針」策定に伴う改訂

令和6年6月〇日：構成機関担当者の役職変更に伴う改訂

1. はじめに

河川の整備は、河川整備基本方針に基づき、河川整備計画において段階的な目標とする流量を設定し、その規模の洪水を計画高水位以下で安全に流すことにより、人命・資産を守る観点から被害を防止することを基本として、堤防やダム等の整備に取り組んできた。一方で、降雨の激甚化・集中化により、施設的能力を大きく超える洪水が多発しており、整備途上の状況、あるいは整備後の状況であっても被害を軽減する対策を講ずる必要性が増大してきた。

平成27年9月関東・東北豪雨災害により、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」（以下、「委員会」と言う。）が設置された。

天神川流域においては、委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う沿川の4市町（倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町）、鳥取県、鳥取地方气象台、中国地方整備局で構成される「天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成28年7月12日に設立し、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

また、平成30年3月23日に鳥取県中部圏域の広域的な取組を視野に琴浦町、鳥取中部ふるさと広域連合を新たな構成員に加えた。

今後、本協議会は、水防法等の一部改正や緊急行動計画を踏まえ、関係機関と緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力で推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すものである。

天神川流域は過去から現在に至るまで、鳥取県中部圏域の政治、文化、経済の中心地として発展してきたが、全国でも稀にみる急流河川であり、流域の形状から流水の流出が早く、また、倉吉市の中心市街地は、ほぼ同じ流域面積を持つ本川天神川と支川小鴨川に囲まれる地域であるため、両流域の氾濫の影響を受け、一度氾濫が起これば浸水面積や浸水深など、その被害は甚大となるとともに、地域によっては浸水の継続時間も長期にわたることが想定される。

また、天神川下流部、国府川下流部が氾濫すると、由良川及び橋津川（東郷池）流域に氾濫流が流れ込むため、これら河川の周辺が広く浸水するとともに、特に、天神川左岸側の由良川流域は浸水の継続時間が長期にわたることが想定される。

近代における天神川の治水事業は、昭和9年9月の室戸台風による大水害を直接的契機として開始され、室戸台風の実績流量を約 $3,500\text{m}^3/\text{s}$ （小鴨川合流後の小田地点）として、無堤地区における堤防の整備、既存堤防の拡幅や嵩上げ、流水の流れる断面を増加させるための河床掘削、急流河川特有の強大な流水の作用から堤防を保護するための護岸工事や洗掘対策工事等を実施してきた。また、平成22年3月には「天神川水系河川整備計画」を策定し、戦後最大洪水である昭和34年9月伊勢湾台風洪水（小田地点：約 $2,200\text{m}^3/\text{s}$ ）が再び発生した場合でも、計画高水位以下で安全に流すことを目標として、河川改修事業を推進してきたところである。

しかしながら、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めないところである。また、急流河川であることから、水位が低い状態のときでも、激しい流れによる河床洗掘で堤防や護岸が崩壊する可能性が高い箇所等があり、倉吉市街地等の平地の置かれている現状を考えれば、被害は深刻なものになると予想される。

本協議会では、こうした天神川流域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、令和2年度までに、円滑かつ迅速な避難、効果的な水防活動、長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策等、大規模氾濫時の減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「天神川流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめ、取り組みを推進してきた。

令和3年度を迎えるにあたり、本協議会では、令和2年度までの取組方針に引き続き、令和7年度までの「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指した減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、二期目の「天神川流域の減災に係る取組方針」としてとりまとめたところである。

協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は本協議会規約第3条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
倉吉市	市長
北栄町	町長
湯梨浜町	町長
三朝町	町長
琴浦町	町長
鳥取県	危機管理部長
〃	企業局長
〃	県土整備部長
〃	中部県土整備局長
鳥取中部ふるさと広域連合	消防局長
気象庁	鳥取地方気象台長
国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長

3. 天神川流域の概要と主な課題

(1) 天神川流域の地形的な特徴と氾濫特性

天神川は、東西に延びた菱形のような形状をしており各河川の幹川流路延長は短く、他の河川に比べて急流河川であるため、洪水の流出が早い。

天神川の氾濫域には、鳥取県の中央に位置し、鳥取県中部における社会、経済の中心となっている倉吉市の市街地があり、同様に北栄町、湯梨浜町、三朝町の役場などの地域における重要な公共施設のほとんども氾濫域に存在する。

特に、ほぼ同じ流域面積を持つ本川天神川と支川小鴨川が合流する上流に位置する倉吉市街地は、多くの人口、資産、行政・医療機関といった重要な公共施設が集中して存在し、その想定浸水深は大部分が3m以上と深く、家屋倒壊等氾濫想定区域が広く分布し、想定浸水時間は1日以上の区域が半数程度存在し、甚大な被害となることが想定されるほか、両流域の氾濫の影響を受ける地区となっている。

合流点とその下流の倉吉市街地は、人口、資産が集中し、JR倉吉駅がある地域であるが、大雨が降ると流出が重なり、ピーク時の流量が大きな値となるとともに急激な水位上昇が懸念されるため、氾濫した場合避難時間が短くなる。

天神川下流部、国府川下流部は、氾濫すると、由良川及び橋津川（東郷池）流域に氾濫流が流れ込むため、これら河川の周辺が広く浸水するとともに、特に、天神川左岸側の由良川流域は浸水の継続時間が長期にわたる。

一方、天神川・小鴨川・国府川上流域は、急流河川であることから、激しい流れにより河床や河岸が洗掘され、堤防や護岸の崩壊による氾濫や河岸の侵食による家屋被害も懸念される。

(2) 過去の洪水による被害状況

○昭和9年9月室戸台風洪水

天神川流域において観測史上最大流量を記録した洪水であり、小鴨川の堤防が多くの箇所が決壊し、氾濫した濁流は「一朝にして当時の小鴨村、倉吉町は石河原と化し一面の泥海に変じた」と言われている。死者31名、家屋全半壊284戸、浸水家屋6,960戸の被害が発生した。

国府川の破堤・越水、天神川下流部左右岸の破堤により、由良川及び橋津川（東郷池）流域に氾濫流が流れ込み浸水が発生している。

○昭和34年9月伊勢湾台風洪水

天神川流域において戦後最大流量を観測した洪水であり、小鴨川筋の生竹、関金地区等の未改修区間で被害があり、多くの橋梁（当時は木橋が大半）を流

失させた。この洪水による被害家屋は135戸であった。

なお、この洪水で天神川本川及び小鴨川において堤防が決壊しており、これは戦後、直轄管理区間内で発生した最後の堤防決壊被害である。

○平成10年10月台風10号洪水

伊勢湾台風に次ぐ戦後第2位の洪水であり、倉吉市堺町地区や清谷地区で内水による被害が発生し、この洪水で家屋全半壊3戸、浸水家屋50戸の被害が発生した。

○平成30年9月台風24号洪水

戦後第4位の洪水であり、天神川の小田観測所においては、避難判断水位を超え最高水位6.33mを記録し既往最高水位を更新した。天神川水系内では大きな被害はなかったが、中部圏域の他河川では浸水被害も生じた。

(3) 天神川の現状と課題

昭和9年9月室戸台風洪水を契機として、無堤地区における堤防の整備、既存堤防の拡幅や嵩上げ、流水の流れる断面を増加させるための河床掘削、急流河川特有の強大な流水の作用から堤防を保護するための護岸工事や洗掘対策工事等を実施してきた。

こうした天神川流域の地形的な特徴と過去の水害及び想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域等を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

○防災意識の向上

近年堤防が決壊するような大きな水害を経験していないことから、地域住民の水災害に対する防災意識の低下が懸念される。現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防があり、現在の整備水準を上回る洪水に対して浸水被害が懸念され、広範囲におよぶ浸水範囲が想定されている。そのため、迅速かつ的確な避難行動のために想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。

○迅速な避難行動の確保

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表等に伴い、浸水深が深く垂直避難が困難な地区、浸水時間が長い地区、家屋倒壊等氾濫想定区域が広い範囲で分布することが明らかになり、また、土砂災害警戒区域が浸水想定区域の山側に分布しており、既存の避難所等の適否、避難経路の設定をする必要が生じている。そのため、洪水の流出が早いこと、想定最大規模降雨

の洪水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、避難に要する時間、避難経路等を踏まえ、必要に応じ広域的な避難について議論を進め、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所である指定緊急避難場所、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所である指定避難所、避難経路について検討をすすめ、各市町が作成したハザードマップを住民に周知していく必要がある。

○効率的・効果的な水防活動

急流河川であるという特徴から、洗掘を受けやすく滯筋が変化し、侵食による堤防決壊の可能性がある。また、短時間の水位上昇量が大きいため、水防活動による避難時間の確保が重要となる。そのため、天神川の特徴を踏まえた効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

○排水活動

天神川の氾濫により、倉吉市街地、北条・羽合両平野等の低平地では、広範囲にわたり長期間の浸水が発生することが懸念されることから、大規模水害を想定し作成した排水計画を基に訓練を行い作業員の習熟を図る必要がある。

以上の課題を踏まえ、天神川流域の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況

天神川水系における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(別紙－1 参照)

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：● (以下同様)

項目	現状と課題	
想定される浸水リスクの地域住民への周知	○天神川、小鴨川、国府川、三徳川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を倉吉河川国道事務所のWEBサイト等で公表している。 ○計画規模のハザードマップ(HM)は全戸配布して周知している。市町のホームページ等でも公表している。 ○県管理区間や天神川の氾濫に関係する2級河川での想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を公表している。	
	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	A
	●想定最大規模降雨でのHMを公表する際は、避難計画もあわせて住民へ提示する必要がある。	B
	●堤防決壊や浸水被害のイメージがわきにくい。	D
	●HMの認知度など、住民の防災意識が把握できていない。	E
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○河川水位に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、報道機関を通じて「洪水予報」については一般に周知している。 ○堤防決壊の恐れがある場合には、倉吉河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)することとしている。	
	●洪水予報等の防災情報の意味が住民に理解されず、防災情報に対してその時点での切迫性や住民のとるべき行動につながらない恐れがある。	F
	●一般住民へ確実に情報を伝える必要がある。	G
	●避難行動につながる夜間のカメラ映像の提供を検討する必要がある。	H

項目	現状と課題	
関係機関の情報共有	○水防団等の巡視班が現場の災害状況を各市町へ連絡している。	
	●住民から災害状況を収集できていない。	I
	●現場の災害状況を関係機関で共有できていない。	J
避難指示等の発令基準	○鳥取県の発令基準に準拠しており、氾濫注意情報で高齢者等避難発令、氾濫警戒情報で避難指示発令とし、地域防災計画に記載している。	
	○多機関連携型タイムラインを作成しており、運用後の振り返り及び見直しを実施している。	
	●計画規模降雨から想定最大規模降雨の避難計画をどのように繋いでいくのか検討が必要である。	L
	●事前に想定最大規模降雨と判断できるような情報が必要である。	M
	●避難指示等の発令基準が、国の指針と鳥取県では異なっている。	N
	●悪天候や、深夜などの避難は、危険が伴うことから、これらの危険性を考慮し、避難指示等を発令する必要がある。	O
避難場所 ^{※1} 、避難所 ^{※2} 、避難経路	○避難所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ、HP、広報誌等で周知している。	
	○自主防災組織がマイハザードマップ等を作成して、避難経路等を住民が設定する取り組みを進めている。	
	●避難場所と避難所を分けて考える必要がある。	P
	●避難場所・避難所の選定には、土砂災害も考慮する必要がある。	Q
	●想定最大規模降雨の浸水範囲において避難場所・避難所の確保が難しい状況にある。	R
	●想定最大規模降雨に伴う広域避難計画（避難指示等の判断含む）について、市町村単独で検討を行うことは困難。又、どのような時に広域避難を行うのか判断基準がない。	S
	●いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。	T

※1 避難場所:災害対策基本法第49条の4(同施行令第20条の3)に規定する施設又は場所

※2 避難所:災害対策基本法第49条の7(同施行令第20条の6)に規定する施設

項目	現状と課題	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○戸別受信機や屋外スピーカーを設置し防災無線にて情報等を発信している。</p> <p>○河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、報道機関を通じて「洪水予報」については一般に周知している。（再掲）</p>	
	<p>●避難指示等の発令が住民の避難行動に結びついておらず、住民が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災知識の普及が不十分である。</p>	U
	<p>●洪水予報等の防災情報の意味が住民に理解されず、防災情報に対してその時点での切迫性や住民のとるべき行動につながらない恐れがある。（再掲）</p>	F
	<p>●一般住民へ確実に情報を伝える必要がある。（再掲）</p>	G
	<p>●避難情報について、外国人を対象とした多言語化への対応や、聴覚障がい者等への対応がされていない。</p>	V
避難誘導體制	<p>○市職員、消防団員と兼務する水防団員が避難誘導を実施している。</p> <p>○要配慮者の避難誘導は自主防災組織（自治会等）に依頼している。</p> <p>○要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び訓練を実施することとなっている。</p>	
	<p>●夜間、荒天時においては、安全な避難を可能とする体制が不十分である。</p>	W
	<p>●避難場所と避難所を分けて考える必要がある。（再掲）</p>	P
	<p>●自主防災組織（自治会等）への情報提供について現状と課題把握を行うとともに、それらを踏まえた避難誘導體制を確立する必要がある。</p>	X
	<p>●要配慮者利用施設等の避難確保計画の現状と課題把握を行うとともに、それらを踏まえた避難誘導體制を確立する必要がある。</p>	Y
防災教育	<p>○要請があった学校で出前講座等を適宜実施している。</p>	
	<p>●自治体職員は河川の専門家ではないため、河川についての説明能力向上のための取り組みが必要である。</p>	Z
	<p>●小中学校での防災教育がカリキュラム化されているが、継続して取り組む必要がある。</p>	AA
	<p>●自主防災組織（自治会等）等の防災意識が向上する取組が必要である。</p>	AB

(2) 水防に関する事項

項目	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	○倉吉河川国道事務所が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、鳥取県に通知しており、県は水防管理者に通知している。	
	○水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを、水防連絡会等で周知している。	
	●水防団は、水防活動を行うために、どのような情報が必要か把握できていない。	AC
	●水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを、水防連絡会等で周知しているが、水防団の水防活動に十分に活かしていない。	AD
河川の巡視区間	○消防団員と兼任する水防団員が各々の管轄区域内の巡視を行っている。	
	○優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知している。	
	○夜間監視できる性能の CCTV カメラは整備中である。	
	●夜間、荒天時においては、危険で水防団が河川に近づくことが難しい。	AE
	●効率的・効果的な巡視を実施するためには、重点的に巡視すべき箇所のデータが不足している。	AG
水防訓練	○国、県、市で水防訓練を実施している。	
	○河川防災ステーションを水防訓練場所として活用している。	
	●水防活動を担う水防団員は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	AH
水防資機材の整備状況	○国、県、各市町で土のう袋やシート等を水防倉庫などに備蓄している。	
	○河川防災ステーションに、水防資機材等を備蓄している。	
	●資機材の備蓄量の決め方など目安となるものがない。	AI
	●資機材確保のため、費用面に課題がある。	AJ
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○堤防が決壊した場合の想定浸水深等について、事前の確認が十分に出来ていない施設がある。	
	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえ、現況施設の評価を行い、必要に応じ、対策について検討する必要がある。	AK

(3) 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の 操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	●想定最大規模降雨による浸水に対する排水ポンプ車の排水作業準備計画に基づく訓練の実施が必要。	AL

(4) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題	
洪水を安全に流すための ハード対策の推進	○河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備を行っている。	
	●昭和34年9月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。	AM

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（令和7年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

急激な水位上昇を伴う洪水、浸水が広範囲となり長期化する氾濫特性を踏まえ、天神川では大規模水害に対し、ハード・ソフト対策を推進して「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※大規模水害 . . . 想定最大規模降雨における洪水氾濫による被害
- ※逃げ遅れ . . . 立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※社会経済被害の最小化 . . . 大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②急流河川の地域特性に応じた効率的、効果的な水防活動
- ③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動等の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりである。

- ・天神川は急流河川であり、堤防や護岸が被災しやすいこと、流水の流出が早いことなどの流域特性や、ひとたび氾濫が起こると広範囲かつ長期間浸水が継続するという水害リスクを住民や自主防災組織（自治会等）など広く一般に周知するため、小中学校などと連携した天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充、自主防災組織（自治会等）を対象とした防災知識の普及及び防災マップ、マイ・タイムラインの作成支援について拡充を図る。（継続実施）

- ・市町の行政界を跨ぐ広域的な避難の検討及び必要に応じて関係行政機関との協議調整を図る（継続実施）。

- ・水防活動の効率化や水防体制の強化のため、洪水に対しリスクの高い区間について、水防団等との合同点検（継続実施）、水防技術講習会・関係機関が連携した実践的な総合水防訓練（継続実施）を実施する。

- ・社会経済活動の早期再開、国道や鉄道網途絶の影響を最小限にするとともに長期化する浸水を1日でも早く解消するため、排水手法の検討を行い大規模水害を想定した排水作業準備計画を基に訓練を行い作業員の習熟を図る（継続実施）。

なお、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2-1、2-2参照）

ただし、協議会全体の取組については、琴浦町は必要に応じて実施するものとする。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目		目標時期 (年度)	取組機関
■ 洪水を安全に流すためのハード対策の推進			
・堤防の浸透対策、パイピング対策を実施	AM, 緊 23	R7	中国地整
・流下能力対策を推進	AM, 緊 23	R7	中国地整
■ 危機管理型ハード対策の推進			
・堤防天端の保護を目的とした舗装の実施	AM, 緊 13, 緊 25	H28～ 継続実施	鳥取県
■ 避難行動に資する基盤等の整備			
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計等の整備	F, G, H, V, A E, AF, 緊 12	H28～ 継続実施	鳥取県、中国地整
・避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の提供設備の整備及び夜間監視のための検討	F, G, H, V, 緊 12	H28～ 継続実施	鳥取県、中国地整
・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	緊 19	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町、 鳥取県、中国地整
・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく行政機関の災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保対策（耐水化、非常用電源等）の検討	AK, 緊 20	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町、 鳥取県、中国地整
・避難場所・避難所の確保及び関係防災施設の整備についての検討・調査	P, Q, R, S, T, 緊 6	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町、 琴浦町、 鳥取県、中国地整
■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等			
・天神川直轄管理区間、県管理区間及び天神川氾濫に関係する2級河川における想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施	B, P, Q, R, S, T, 緊 6	H28～ 継続実施	協議会全体
・必要に応じ広域的な避難の検討及び関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映	L, M, 緊 6, 9	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町 琴浦町、鳥取県、 中国地整

・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布やまるごとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施	A, B, C, E, 緊 9	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町
・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	緊 9	順次実施	中国地整
■ 避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み			
・出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認	F	H28～ 定期的実施	協議会全体
・多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期明けの振り返り検討会を踏まえた見直し	K, N, 緊 3	R2～ 継続実施	協議会全体
・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施	W, X, Y, 緊 7	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町 鳥取県
・夜間、荒天時の避難指示等の発令基準の作成・避難誘導體制の検討	O, W	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町
・必要に応じ広域的な避難の検討及び関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映（再掲）	L, M, 緊 6, 9	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町 琴浦町、鳥取県、中国地整
・水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、「水害ハザードマップ作成手引き」を充実し市町へ提供	緊 9	H30～ 継続実施	中国地整
・水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進	緊 9	H30～ 継続実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町
・避難所開設等災害対応人員の確保	W	H28～ 継続実施	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町
・ダム事前放流の実施	緊	R2～	鳥取県企業局
・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するための支援	緊	R3～	倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町 鳥取県、中国地整
■ 市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣			
・市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣	Z	H28～定期的 に実施	協議会全体
・河川防災担当職員を対象とした研修の実施	Z	H28～定期的 に実施	協議会全体
・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加	緊 32	H30～ 継続実施	協議会全体

■ 防災教育（学習）や防災知識の普及			
・天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充のために、教育関係者等と連携して作成した指導計画及び地域の特性を踏まえて作成した教材を活用した支援を実施	U, AA, 緊 11	H28～ 継続実施	協議会全体
・自主防災組織（自治会等）を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充、ダムや堤防等の施設の機能等に関する住民への説明会や情報提供を定期的に実施	X, AB	H28～ 継続実施	協議会全体
・学校教育関係者向け研修や講座等の開催及び講師等の派遣	U, AA	H29～定期的 に実施	協議会全体
・河川防災に関わる市町の防災担当者向けの説明会の開催	Z	H28～ 継続実施	鳥取県、 気象台、中国地整
■ 避難を促す状況情報の提供			
・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送、水害リスクラインの活用促進のための周知	F, G, H, V	H28～ 継続実施	中国地整
・避難の目安となる目標物やリアルタイム映像の配信・共有	F, G, H, V	H28～ 継続実施	中国地整
・自主防災組織（自治会等）への情報提供の現状と課題把握を踏まえた災害時の情報収集方法等の周知	F, G, X	H28～ 継続実施	協議会全体
・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信やSNS、QRコード等を活用したより分かりやすい防災情報の提供	F, G, H, 緊 5	H29～ 継続実施	協議会全体

(2) 急流河川の地域特性に応じた効率的・効果的な水防活動

主な取組項目	目標時期 (年度)	取組機関
■ 水防活動に資する基盤等の整備		
・ 河川のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の配信、共有（行政向け）	AE, AF, 緊 12	H29～ 継続実施
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化		
・ 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討	緊 16	H30～ 継続実施
・ 洪水に対しリスクが高い区間（重要水防箇所等）について、水防団や自主防災組織（自治会等）が参加した合同点検	AC, AD, AG, 緊 15	H28～ 定期的 に実施
・ 水防技術講習会、関係機関や住民等が連携した実践的な総合水防訓練	AC, AD, AH, 緊 17	H28～ 定期的 に実施
・ 備蓄水防資機材の情報の共有、非常時の相互支援方法の確認	AI, AJ, 緊 21	H28～ 定期的 に実施
・ 大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整	緊 18	H30～ 継続実施
・ 災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る	緊 32	H30～ 継続実施

(3) 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動等の取組

主な取組項目		目標時期 (年度)	取組機関
■ 排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施			
・排水作業準備計画に基づいたシミュレーション (机上訓練、実地訓練等)の実施	AL	H31～ 定期的に 実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町 鳥取県、中国地整
・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的に マネジメントできる人材育成のために、研修・訓 練等へ参加(再掲)	緊 32	H30～ 継続実施	協議会全体
■ 排水活動に資する施設等の整備			
・効果的・効率的な排水施設、釜場等の(施設)整 備	AK, AL	H31～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝町 鳥取県、中国地整
・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対 策の実施	緊 21	H31～ 継続実施	倉吉市、北栄町、 湯梨浜町、三朝 町、鳥取県、中国 地整
・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の 自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設 を抽出し、順次整備を実施	緊 27	H29～ 継続実施	中国地整
■ 減災・防災に関する国の支援			
・災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活 動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促 し、災害対応力の向上を図る(再掲)	緊 32	H30～ 継続実施	中国地整

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。なお、取組内容等についてはホームページ等で公表を行う。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

さらに、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画についても、必要に応じて本協議会において実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有
各自治体でそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等

別紙-1

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
想定される浸水リスクの周知								(現状) ・天神川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を倉吉河川国道事務所のWEBサイト等で公表している。	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。 ●想定最大規模降雨でのHMを公表する際は、避難計画もあわせて住民へ提示する必要がある。	A
								(課題) ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして住民に認識されていない。 ・洪水浸水想定区域図やHMの認知度が不明である。 ・住民の防災意識がどの程度か不明である。 ・堤防決壊や浸水被害のイメージがわきにくい。	●県管理区間や天神川の氾濫に関係する2級河川での想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域の検討及び、ホームページの公表が必要。 ●堤防決壊や浸水被害のイメージがわきにくい。 ●HMの認知度など、住民の防災意識が把握できていない。	B C D E
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング							(現状) ・河川水位や降雨等の状況に応じて、避難等に資する「洪水予報」を倉吉河川国道事務所と共同発表することとしている。(FAX、メール) ・気象警報・注意報及び情報を適切なタイミングで発表することとしている。 ・特別警報を発表する場合には、気象台長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をすることとしている。	(現状) ・計画規模降雨の浸水想定に基づき、河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。 ・決壊、越水等重大災害発生のある場合には、倉吉河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をすることとしている。 ・倉吉河川国道事務所が設置しているCCTVカメラの映像は、鳥取県に配信している。	●洪水予報等の防災情報の意味が住民に理解されず、防災情報に対して、その時点での切迫性や住民のとるべき行動につながらない恐れがある。 ●一般住民へ確実に情報を伝える必要がある。	F G H
								(課題) ・洪水予報等について、的確な情報をリードタイムの取れた適切なタイミングで発表できているか十分に把握できていない。	(課題) ・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 ・想定最大規模降雨に対応した、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」(国交省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」を自治体向けに通知する必要がある。(国府川の北栄町への氾濫)	

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
関係機関の情報共有				(現状) ・水防団等の巡視班が現場の状況を役場に連絡している。					●現場の状況を周知できるようにする。 ●現場の状況を関係機関で共有できていない。	I
				(課題) ・住民から災害状況を収集できていない。 ・現場の災害状況を関係機関で共有できていない。						J
避難勧告等の発令基準	(現状) ・鳥取県の発令基準に準拠しており、避難判断水位到達や特別警報発表で避難勧告発令、氾濫危険水位到達で避難指示発令とし、地域防災計画に記載している。	(現状) ・鳥取県の発令基準に準拠しており、避難判断水位到達や特別警報発表で避難勧告発令、氾濫危険水位到達で避難指示発令とし、地域防災計画に記載している。	(現状) ・鳥取県の発令基準に準拠しており、避難判断水位到達や特別警報発表で避難勧告発令、氾濫危険水位到達で避難指示発令とし、地域防災計画に記載している。	(現状) ・鳥取県の発令基準に準拠しており、避難判断水位到達や特別警報発表で避難勧告発令、氾濫危険水位到達で避難指示発令とし、地域防災計画に記載している。			(現状) ・地域防災計画に発令基準を定めている。 ・国と県の避難勧告等の判断基準となる水位が不整合のため、市町村が混乱しないように本県内の当面の運用基準について市町村に周知している。		●計画規模降雨から想定最大規模降雨の避難計画をどのように繋いでいくのか検討が必要である。 ●事前に想定最大規模降雨と判断できるような情報が必要である。 ●避難勧告等の発令基準が、国の指針と鳥取県では異なっている。 ●悪天候や、深夜などの避難は、危険が伴うことから、これらの危険性を考慮し、避難勧告等を発令する必要がある。	K
	(課題) ・避難勧告等の発令は空振り多いと住民の危機意識の低下に繋がる恐れがあるため、早く出しにくい。 ・想定最大規模降雨と判断できるような事前情報がない。 ・水位情報を基に避難勧告等を発令することとしているが、想定最大規模洪水に対し、その妥当性が検証できていない(リードタイムがどの程度必要なのか不明)。 ・計画規模のハザードマップは作成済みであるが、想定最大規模降雨の避難計画の場合、避難する場所が無く、両者をどのように繋いでいくのか検討が必要である。									L
避難場所、避難経路	(現状) ・指定避難所に54箇所、緊急避難所(屋外もあり)に28箇所を指定して、地域防災計画に記載している。 ・自主防災組織による集団避難を推奨している。 ・各集落の自主防災組織が防災マップを作成し、避難所や避難経路を設定している。約75%の集落で完成。 ・16法人と協定を締結し、要援護者の受け入れが300名まで可能。	(現状) ・HMに避難経路の指定までは記載していない。 ・自主防災組織については63自治会中45について組織されている。中には要支援者の避難支援について設定している自主防災組織もある。全組織について推奨している。	(現状) ・HMに、福祉施設や避難経路は記載していない。 ・地域ごとはあるが、地区ごとはない。 ・自主防災組織については、75自治会中71について、組織されている。	(現状) ・計画規模降雨のHMは地区ごとに作成しており、HMに避難所を表示。今年度中に、集落ごとに詳細なマップ(移動経路や経路の危険箇所などを追記)を作成予定。				(現状) 天神川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び、堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を倉吉河川国道事務所のホームページ等で公表し、自治体が作成するハザードマップ作成の支援をしている。	●避難場所と避難所を分けて考える必要がある。 ●避難場所・避難所の選定には、土砂災害も考慮する必要がある。 ●想定最大規模降雨の浸水範囲において避難場所・避難所の確保が難しい状況にある。 ●想定最大規模降雨に伴う広域避難計画(避難勧告等の判断含む)について、市町村単独で検討を行うことは困難。又、どのような時に広域避難を行うのか判断基準がない。 ●いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。	P
	(課題) ・避難所の収容人数が足りない。 ・洪水時に避難所が使えるか確認できていない。 ・本川決壊前に内水氾濫によりすでに避難経路が浸水している可能性がある。	(課題) ・想定最大規模降雨による浸水時の避難所の収容人数の過不足等について確認できていない。 ・由良川等県管理河川の想定最大が公表されていないので、HMを作成することが難しい。直轄河川と県管理河川を重ね合わせたHMを作成したい。 ・広域避難(中部圏域の範囲)の連携について関係市町で調整が必要ではないか。 ・一次避難後の想定最大時の二次避難場所について避難経路等の検討が必要。	(課題) ・避難所の収容人数の過不足について確認できていない。	(課題) ・土砂災害が心配						Q
									R	
									S	
									T	

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ								
住民等への情報伝達の体制や方法	(現状) ・戸別受信機を設置しており、大雨でも聞こえる。 ・一人暮らしの聴覚障がい者(25名)には、文字放送機を設置している。 ・登録用メールや日本海ケーブルテレビでも情報発信している。 ・県、市、民放各社との協定により、FAXを送付すると放送してくれる。NHKはLアラートで表示される。	(現状) ・防災行政無線や戸別受信機(各戸設置済み)により情報伝達している。 ・水防団による拡声器等による広報。 ・自治会の支援者(自治会長や自主防災組織の関係者等)による呼びかけ。 ・避難勧告以上で、県の防災情報システムに入力すると、LアラートでNHK及び民放に表示される。 ・事前に登録している障がい者にはメールで情報伝達している。	(現状) ・防災行政無線及び戸別受信機(全戸設置済み)により情報伝達している。 ・水防団による拡声器等による広報。 ・避難勧告以上で、県の防災情報システムに入力すると、LアラートでNHK及び民放に表示される。 ・各自治体判断による「あんしんトリピーメール」で避難情報も発信可能。	(現状) ・防災無線で伝達しており、戸別受信機を設置している。旅館や事業所にも設置している。 ・消防車のスピーカーで伝える場合もある。		(現状) ・水位情報、水防警報をあんしんトリピーメール、Fネット、Lアラートで配信している。 ・河川水位、ライブカメラ等の情報は、県ホームページ、地デジデータ放送、CATV等で発信している。	(現状) ・気象情報等を自治体や報道機関を通じて住民等に伝達している。 ・気象情報等を気象台ホームページで配信している。 ・特別警報は緊急速報メールで配信している。	(現状) ・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送にて、水位・雨量等の防災情報を提供 ・橋梁に氾濫危険水位等を表示している。	<p>●避難勧告等の発令が住民の避難行動に結びついておらず、住民が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災知識の普及が不十分である。</p> <p>●洪水予報等の防災情報の意味が住民に理解されず、防災情報に対して、その時点での切迫性や住民のとるべき行動につながらない恐れがある。(再掲)</p> <p>●一般住民へ確実に情報を伝える必要がある。(再掲)</p> <p>●避難情報について、外国人を対象とした多言語化への対応や、聴覚障がい者等への対応がされていない。</p>		U	F	G	V			
	(課題) ・戸別受信機は1m浸水すれば使用不可となる。 ・外国人への情報提供は、特に実施していない。	(課題) ・外国人への情報提供は、特に実施していない。 ・戸別受信機を切っている住民に防災情報が伝わったか確認できていない。 ・エリアメールで洪水情報は出していない。(全町内対象なので)	(課題) ・観光客には対応していない。(防災無線屋外拡声機のみ)	(課題) ・外国人や旅行者への伝達方法がない。旅館が対応すると思われる。 ・H27年に避難勧告を発令したが避難者は2名であった。避難率が低い原因が不明である。		(課題) ・現在の切迫性、とるべき行動について、住民へ分かりやすい情報となっていない。 ・外国人、障がい者等へ確保・迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。 ・防災情報の意味が理解されず、とるべき行動に繋がっていない。	(課題) ・事態の切迫性やとるべき行動について、住民へより分かりやすい情報となっていない。(防災情報の意味や、それによりとるべき行動が理解されていない) ・住民自らが必要な情報を取得できていない可能性がある。		<p>●夜間、荒天時においては、安全な避難を可能とする体制が不十分である。</p> <p>●自主防災組織(自治会等)への情報提供について現状と課題把握を行うとともに、それらを踏まえた避難誘導体制を確立する必要がある。</p> <p>●要配慮者利用施設等の避難確保計画の現状と課題把握を行うとともに、それらを踏まえた避難誘導体制を確立する必要がある。</p> <p>●避難場所と避難所を分けて考える必要がある。(再掲)</p>		W	X	Y	P			
避難誘導體制	(現状) ・自主防災組織や水防団が誘導するように依頼している。	(現状) ・自主防災組織で取り組んでいる。 ・自主防災組織にて地震時の訓練で声かけ、避難誘導等を行っているため、洪水時も同様。	(現状) ・H23年は消防団による消防車での広報。 ・自主防災組織での避難誘導がされている集落もある。	(現状) ・集落ごとにある自主防災組織(トップは区長)が独居老人等の見回りを実施している。 ・要配慮者のリストは作成済み(約1000人が対象)。 ・避難所を確保するため、旅館組合と協定を結ぶ動きがある。					<p>●要配慮者利用施設等の避難確保計画の現状と課題把握を行うとともに、それらを踏まえた避難誘導体制を確立する必要がある。</p> <p>●避難場所と避難所を分けて考える必要がある。(再掲)</p>								
	(課題) ・水防団の人員確保が必要。 ・要配慮者の避難には特殊な車が必要であり、家族での対応が基本となっている。 ・要配慮者の具体的な避難計画がない。	(課題) ・一次避難所(計画規模降雨)から二次避難所(想定最大規模降雨)への移動に関する町の体制については防災計画で決めていない。		(課題) ・要配慮者の個別の避難計画が作れない。個人情報問題もある。						<p>●自治体職員は河川の専門家ではないため、河川についての説明能力向上のための取り組みが必要である。</p> <p>●小中学校での防災教育がカリキュラム化されていない。</p> <p>●自主防災組織(自治会等)等の防災意識が向上する取組が必要である。</p>							
防災教育	(現状) ・小中学校の土曜授業にて防災を勉強している。 ・各学校で年2回防災訓練を実施している。 ・自主防災組織の勉強会を年30回程度開催している。今後はリーダー育成のための勉強会を予定している。 ・大学の先生を講師に招いて勉強している地区(校区単位の全13地区)もある。	(現状) ・小中学校では特に教育していない。 ・今年秋、町と協力して、保護者引き渡しの訓練を行う予定。	(現状) ・自治会に依頼されて講習会、避難訓練を行っている。昨年は自治会14回、羽合小1回(5年生)。 ・防災訓練を行った自治会には町として補助金を出している。(集まった世帯×500円、1年に3回まで)	(現状) ・小中学校では特に教育していない。 ・講演会等を開催している。		(現状) ・要請があった学校で出前講座等を適宜実施している。	(現状) ・小中学校と連携した水害(防災)教育を実施している。 ・地域住民等からの要請に基づいて出前講座を実施している。 ・水防団(消防団)・自主防災組織・消防署等の関係機関からの要請に基づいて出前講座を実施している。		<p>●自治体職員は河川の専門家ではないため、河川についての説明能力向上のための取り組みが必要である。</p> <p>●小中学校での防災教育がカリキュラム化されていない。</p> <p>●自主防災組織(自治会等)等の防災意識が向上する取組が必要である。</p>						Z	AA	AB
	(課題) ・地区によって防災意識の高低があるが、原因分析ができていない。		(課題) ・訓練をまめに行う自治会もある。	(課題) ・町職員でも浸水想定区域図の作成条件を理解できていない。		(課題) ・出前講座を申し込む学校に限られており、活用の呼びかけやプログラムの充実を図り、さらに防災教育を推進する必要がある。 ・教育委員会等の学校教育関係者の協力が不可欠。											

(2) 水防に関する事項

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ		
河川水位等に係る情報提供	(現状) ・職員や水防団には、職員参集メールに登録してもらい、メールで送付している。 ・各分団への無線機は設置済みであり、指示は出せる。	(現状) ・県からの情報は FAX が基本。	(現状) ・河川水位については、水防団の分団長へ電話で連絡している。 ・現地では、各消防車の無線で連絡可能である。	(現状) ・提供していない。			(現状) ・水位情報、水防警報をあんしんトリピーメール、F ネット、L アラートで配信している。 ・河川水位、ライブカメラ等の情報は、県ホームページ、地デジデータ放送、CATV 等で発信している。	(現状) ・水防関係者に対しては洪水予報伝達系統図等により情報伝達を行っている。	(現状) ・水防に係る情報として、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、鳥取県に通知しており、県は水防管理者に通知している。 ・水防に係る水位等の様々なデータは、「川の防災情報」によりパソコン・携帯電話・スマートフォンで提供している。	●水防団は、水防活動を行うために、どのような情報が必要か把握できていない。 ●水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを、水防連絡会等で周知しているが、水防団の水防活動に十分に活かせていない。	AC
						(課題) ・気象が激化している中で、情報伝達（発信者～末端の受信者）の効率化と時間短縮を検討する必要がある。 ・外国人、障がい者等へ確実・迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。 ・水位情報、監視カメラ、量水標等、利用に慣れることが重要である。			AD		
河川の巡視区間	(現状) ・国と市の合同訓練を実施しており、資料がわかりやすく評判がよい。どこをみればよいか知りたい。 ・内水氾濫が発生すると、巡視より優先して対応している。	(現状) ・水防団の分団ごと（天神川は2分団）に担当地区を巡視、警戒対応している。 ・分団長にまずメールで水位情報伝達し、消防車の車載無線や携帯電話にて指示等を行い、対応して頂いている。	(現状) ・堤防の巡視は羽合の3分団が担当する。	(現状) ・エリアを決めて、消防団の各班が巡視している。 ・消防団は巡視以外に、水路の木・ゴミ除去や水門管理などを行っている。					(現状) ・直轄管理区間において、出張所において巡視を行っている。 ・巡視は維持業者で対応。	●夜間、荒天時においては、危険で水防団が河川に近づくことが難しい。 ●市町において、夜間巡視に CCTV カメラを利用したいが、夜間監視できる性能の CCTV カメラが整備されていない。 ●効率的・効果的な巡視を実施するためには、重点的に巡視すべき箇所データの不足している。	AE
	(課題) ・夜間巡視は危険で河川に近づくことが難しい。CCTV カメラで水位標の水位が確認できるようにしてもらいたい。 ・倉吉河川国道事務所が設置している CCTV カメラの映像が市では確認できない。 ・水防団が巡視のポイントを理解できていない。	(課題) ・夜間の水位判断が難しい。		(課題) ・消防団は定員割れで人手が不足している。消防団と区長を兼務している人も多い。							AF
水防訓練		(現状) ・町として、年1回、水防倉庫の点検や水防工法（土のう作り、ロープワーク等）の訓練を行っている。 ・県や郡の講習に参加してもらうように推奨している。	(現状) ・町としての主催では水防訓練はない。 ・総合防災訓練で水防訓練を行ったことはある。 ・県主催の水防訓練の案内はしている。	(現状) ・6年前から地区（全5地区）が持ち回りで年1回水防訓練を実施している。 ・今年度からロープワークの訓練を実施予定である。 ・1市4町と合同で訓練を実施するか検討していく予定である。		(現状) ・3年に一度、当地区において水防訓練を実施。	(現状) ・水防団（消防団）・自主防災組織・消防署等の関係機関が開催する水防訓練に要請に基づいて防災気象情報（模擬）を提供している。	(現状) ・14年に一度、天神川水系において総合水防訓練を実施。 ・防災ステーションを水防訓練場所として活用している。	●水防活動を担う水防団員は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	AH	
	(課題) ・どのような水防工法を実施すべきかわかっていない。										
水防資機材の整備状況	(現状) ・備蓄の基準が定められており、水防倉庫にブルーシート、ロープ等を備蓄している。	(現状) ・水防倉庫に土のう袋、ブルーシート、ロープ等20種類ほどを備蓄している。	(現状) ・土のう袋 3000~4000、ブルーシート、スコップ、つるはし、発電機、灯光器等十分な備蓄がある。 ・県からの備蓄品や数量についての指導は無い。	(現状) ・役場の裏の倉庫1箇所に備蓄している。		(現状) ・水防倉庫等に水防資機材を備蓄し、適宜補充している。		(現状) ・根固ブロックや大型土のう等を所定の場所に備蓄している。 ・防災ステーションに水防資機材等を備蓄している	●資機材の備蓄量の決め方など目安となるものがない。 ●資機材確保のため、費用面に課題がある	AI	
	(課題) ・必要な量が備蓄されているか不明である。基準の根拠が不明。	(課題) ・県の備蓄品の基準があったかも知れないが不明。		(課題) ・資機材の維持管理計画がない。 ・資機材の更新費用がない。 ・県や国からの緊急時の支援体制を確立。						AJ	

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	(現状) ・想定最大規模降雨でも庁舎や防災センターは浸水しない。	(現状) ・庁舎は浸水しない。 ・災害拠点病院なし。	(現状) ・役場の発電機は1mの高さの場所に設置。 浸水想定最大対策として高さ1.5mのブロック塀囲いを実施 ・災害拠点病院なし。 ・防災無線の更新事業により操作卓を2階に設置済	(現状) ・計画規模では役場は浸水しない。		(現状) ・計画規模の浸水に対する耐水化等の浸水対策を行っている。(各総合事務所等)	(現状) ・鳥取地方気象台(鳥取第3地方合同庁舎)について、計画規模降雨による洪水浸水想定区域から外れている。 ※本記述は、天神川水系に關係する事項ではないが、庁舎の実態としては記述のとおり、事務局で「必要なし」と判断されれば削除願います。	(現状) ・計画規模降雨の浸水に対して、電気供給が可能なよう改修済み。	●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえ、現況施設の評価を行い、必要に応じ対策について検討する必要がある。	AK
	(課題) ・庁舎や防災センターは浸水しないが、移動経路が浸水するため孤立する。 ・浸水時における救援物資の移動経路や手段(ボートやヘリコプター等)など確認が必要。	(課題) ・福祉施設への個別に情報伝達するか等の検討が必要。 ・福祉施設は2階建以上なので、垂直避難で対応することで考えている。	(課題)	(課題) ・役場の発電機は浸水深1.3mまで稼働可能であるが、キュービクル(変電設備の変圧器)が0.5m浸水すれば稼働停止となる。 ・病院等の耐水化状況が把握できていない。	(課題) ・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討が必要である。(各総合事務所、拠点病院等)	(課題) ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえて、浸水対策の点検、再検討などが必要である。 ・合同庁舎であるため、整備方針が決まっておらず検討は進んでいない。	(課題) ・想定最大規模降雨の浸水に対して現状施設の評価を行い、これを踏まえた対応を検討する必要がある。			

(3) 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
排水施設、排水資機材の操作・運用	(現状) ・上井雨水排水ポンプ場を所有している。下水道課が操作している。 ・国の和田排水機場の操作は建設課が委託されている。	(現状) ・町が管理している排水機場やポンプ場はない。 ・水防団のポンプ車に対応。 ・排水が必要な場合応援要請で対応。	(現状) ・町が管理している排水機場やポンプ場はない。 ・松崎地区に排水ポンプ場2基を計画、R3~4年度施工	(現状) ・町が管理している排水機場やポンプ場はない。		(現状) ・排水ポンプ車を保有し、出水に備え訓練、点検等を行っている。 ・水門、排水樋門等は市町等へ操作委託を行い、点検、訓練を行っている。		(現状) ・排水ポンプ車を保有、排水機場を整備し、出水に備え訓練、点検等を実施。	●想定最大規模降雨による浸水に対する排水ポンプ車の配置計画、運搬計画の検討が必要。	AL
		(課題) ・過去稼働したことが無いため、ポンプ車の効果が不明である。	(課題) ・県からの浸水区域図が出てから、浸水継続時間を考慮した排水系統、体制の検討が必要。		(課題) ・想定最大規模降雨に対する排水ポンプ車の配置計画、運搬計画の検討が必要である。 ・想定最大規模降雨に対する排水施設の効果的な操作の検討が必要である。	(課題) ・想定最大規模降雨に対する排水ポンプ車の配置計画、運搬計画の検討が必要。				

(4) 河川管理施設の整備に関する事項

項目	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	中国地整	課題のまとめ	
洪水を安全に流すためのハード対策の推進								(現状) ・河川整備計画に基づき、整備を行っている。	●昭和34年9月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。	AM
							(課題) ・昭和34年9月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。 ・河川の整備には時間を要する。			

具体的な取組の柱	事項	具体的取組	目標時期	実施する機関							
				倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	国	
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組											
■洪水を安全に流すためのハード対策の推進											
		・堤防の浸透対策、パイピング対策を実施	AM, 緊 23	R3							中国地整
		・流下能力対策を推進	AM, 緊 23	R7							中国地整
■危機管理型ハード対策の推進											
		・堤防天端の保護を目的とした舗装の実施	AM, 緊 13, 緊 25	H28~ 継続実施						○	
■避難行動に資する基盤等の整備											
		・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計簡易水位計等の整備	F, G, H, V, AE, AF, 緊 12	H28~ 継続実施						○	中国地整
		・避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の提供設備の整備及び夜間監視のための検討	F, G, H, V, 緊 12	H28~ 継続実施						○	中国地整
		・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	緊 19	H28~ 継続実施	○	○	○	○		○	中国地整
		・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく行政機関の災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保対策（耐水化、非常用電源等）の検討	AK, 緊 20	H28~ 継続実施	○	○	○	○		○	中国地整
		・避難場所・避難所の確保及び関係防災施設の整備についての検討・調査	P, Q, R, S, T, 緊 6	H28~ 継続実施	○	○	○	○	○	○	中国地整
■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等											
		・天神川直轄区間・県管理区間及び天神川氾濫に関係する2級河川における想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施	B, P, Q, R, S, T, 緊 6	H28~ 継続実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
		・必要に応じ広域的な避難の検討及び必要に応じ関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映	L, M, 緊 6, 緊 9	H28~ 継続実施	○	○	○	○	○	○	中国地整
		・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布やまるとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施	A, B, C, E, 緊 9	H28~ 継続実施	○	○	○	○			
		・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	緊 9	順次実施							中国地整
■避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み											
		・出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認	F	H28~ 定期的実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
		・多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期明けの振り返り検討会を踏まえた見直し	K, N, 緊 3	R2~ 継続実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
		・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施	W, X, Y, 緊 7	H28~ 継続実施	○	○	○	○		○	
		・夜間、荒天時の避難指示等の発令基準の作成・避難誘導體制の検討	O, W	H28~ 継続実施	○	○	○	○			
		・必要に応じ広域的な避難の検討及び必要に応じ関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映(再掲)	L, M, 緊 6, 緊 9	H28~ 継続実施	○	○	○	○	○	○	中国地整
		・水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、「水害ハザードマップ作成手引き」を充実し市町へ提供	緊 9	H30~ 継続実施							中国地整
		・水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進	緊 9	H30~ 継続実施	○	○	○	○			
		・避難所開設等災害対応人員の確保	W	H28~ 継続実施	○	○	○	○			
		・ダム事前放流の実施	緊	R2~						○	
		・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するための支援	緊	R3~	○	○	○	○		○	中国地整

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関							
			倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	国	
事項										
具体的取組										
■市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣										
・市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣		Z	H28～定期的 に実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
・河川防災担当職員を対象とした研修の実施		Z	H28～定期的 に実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントで できる人材育成のために、研修・訓練等へ参加		緊 32	H30～ 継続実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
■防災教育（学習）や防災知識の普及										
・天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充のために、 教育関係者等と連携して作成した指導計画及び地域の特性を踏まえて 作成した教材を活用した支援を実施		U, AA, 緊 11	H28～ 継続実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
・自主防災組織（自治会等）を対象とした防災知識の普及及び防災 マップの作成支援の拡充、ダムや堤防等の施設の機能等に関する住 民への説明会や情報提供を定期的実施		X, AB	H28～ 継続実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
・学校教育関係者向け研修や講座等の開催及び講師等の派遣		U, AA	H29～定期的 に実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
・河川防災に関わる市町の防災担当者向けの説明会の開催		Z	H28～ 継続実施						○	気象台 中国地整
■避難を促す状況情報の提供										
・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の水害リスク ラインの活用促進のための周知		F, G, H, V	H28～ 継続実施							中国地整
・避難の目安となる目標物やリアルタイム映像の配信・共有		F, G, H, V	H28～ 継続実施							中国地整
・自主防災組織（自治会等）への情報提供の現状と課題把握を踏ま えた災害時の情報収集方法等の周知		F, G, X	H28～ 継続実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信や SNS、QR コード 等を活用したより分かりやすい防災情報の提供		F, G, H, 緊 5	H29～ 継続実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
(2) 急流河川の地域特性に応じた効率的・効果的な水防活動										
■水防活動に資する基盤等の整備										
・河川のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の配信、共有（行 政向け）		AE, AF, 緊 12	H29～ 継続実施	○	○	○	○		○	中国地整
■水防活動の効率化及び水防体制の強化										
・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体 的な広報の進め方について検討		緊 16	H30～ 継続実施	○	○	○	○	○	○	中国地整
・洪水に対しリスクが高い区間（重要水防箇所等）について、水防 団や自主防災組織（自治会等）が参加した合同点検		AC, AD, AG, 緊 15	H28～定期的 に実施	○	○	○	○			中国地整
・水防技術講習会、関係機関や住民等が連携した実践的な総合水防 訓練		AC, AD, AH, 緊 17	H28～定期的 に実施	○	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
・備蓄水防資機材の情報の共有、非常時の相互支援方法の確認		AI, AJ, 緊 21	H28～定期的 に実施	○	○	○	○	○	○	中国地整
・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施でき るよう関係者の協力内容等について検討・調整		緊 18	H30～ 継続実施	○	○	○	○	○	○	中国地整
・災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供 し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る		緊 32	H30～ 継続実施							中国地整

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関						
事項	具体的取組		倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	国
(3) 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動等の取組									
■排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施									
	・排水作業準備計画に基づいたシミュレーション（机上訓練、実地訓練等）の実施	AL	H31～定期的に実施	○	○	○	○	○	中国地整
	・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加（再掲）	緊 32	H30～継続実施	○	○	○	○	○	気象台 中国地整
■排水活動に資する施設等の整備									
	・効果的・効率的な排水施設、釜場等の（施設）整備	AK, AL	H31～継続実施	○	○	○	○	○	中国地整
	・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策の実施	緊 21	H31～継続実施	○	○	○	○	○	中国地整
	・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施	緊 27	H29～継続実施						中国地整
■減災・防災に関する国の支援									
	・災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る（再掲）	緊 32	H30～継続実施						中国地整

具体的な取組の柱		実施する機関								
事項		倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	国	
具体的取組										
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■洪水を安全に流すためのハード対策の推進										
・堤防の浸透対策、パイピング対策を実施		AM, 緊 23							・堤防の浸透対策、パイピング対策を実施 (H32)	
・流下能力対策を推進		AM, 緊 23							・流下能力対策を推進 (H32)	
■危機管理型ハード対策の推進										
・堤防天端の保護を目的とした舗装の実施		AM, 緊 13, 緊 25					主に県管理河川のバックウォーター区間		・堤防天端の保護を目的とした舗装の実施 (H28)	
■避難行動に資する基盤等の整備										
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計簡易水位計等の整備		F, G, H, V, AE, AF, 緊 12					危機管理型水位計を13箇所設置予定		・危険に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計簡易水位計等の整備 (順次実施)	
・避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像 (河川監視用カメラ) の提供設備の整備及び夜間監視のための検討		F, G, H, V, 緊 12							・避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像 (河川監視用カメラ) の提供設備の整備 (順次実施)	
・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討		緊 19			同左	同左	同左	同左	同左	
・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく行政機関の災害対策本部や災害拠点病院等の機能確保対策 (耐水化、非常用電源等) の検討		AK, 緊 20			同左	同左	同左	同左	同左	
・避難場所・避難所の確保及び関係防災施設の整備についての検討・調査		P, Q, R, S, T, 緊 6			同左	同左	同左	同左	同左	
■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等										
・天神川直轄管理区間・県管理区間及び天神川氾濫に係る2級河川における想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に基づく避難場所、避難所、避難経路の設定及び避難計画の見直し。当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施		B, P, Q, R, S, T, 緊 6			同左	同左	同左	同左	同左	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づく避難対応の検討の支援
・必要に応じ広域的な避難の検討及び必要に応じ関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映		L, M, 緊 6, 緊 9			同左	同左	同左	同左	同左	同左
・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布やまるとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施		A, B, C, E, 緊 9			同左	同左	同左			
・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知		緊 9								・国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 (順次実施)

○概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱		実施する機関								
事 項		倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	国	
具体的取組										
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み										
・出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認	F									
・多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期明けの振り返り検討会を踏まえた見直し	K, N, 緊3									
・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の促進・避難訓練の実施	W, X, Y, 緊7		同左	同左	同左		同左			
・夜間、荒天時の避難指示等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討	O, W		同左	同左	同左					
・必要に応じ広域的な避難の検討及び必要に応じ関係行政機関との協議・調整を図り、水害ハザードマップへ反映(再掲)	L, M, 緊6, 緊9		同左	同左	同左	同左	同左		同左	
・水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、「水害ハザードマップ作成手引き」を充実し市町へ提供	緊9								・水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、「水害ハザードマップ作成手引き」を充実し市町へ提供(順次実施)	
・水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進	緊9		同左	同左	同左					
・避難所開設等災害対応人員の確保	W		同左	同左	同左					
・ダム事前放流の実施	緊									
・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するための支援	緊									
■市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣										
・市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣	Z		同左	同左	同左	同左	同左	・研修への参加及び必要に応じて研修講師の派遣	・必要に応じて研修講師の派遣	・河川防災に関する研修の実施 ※注目すべき水位データの見方など
・河川防災担当職員を対象とした研修の実施	Z		同左	同左	同左	同左	同左	・研修への参加及び必要に応じて研修講師の派遣	・必要に応じて研修講師の派遣	・河川防災に関する研修の実施 ※注目すべき水位データの見方など
・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加	緊32		同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

具体的な取組の柱		実施する機関								
事項	具体的取組	倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	国	
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■防災教育（学習）や防災知識の普及										
	・天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充のために、教育関係者等と連携して作成した指導計画及び地域の特性を踏まえて作成した教材を活用した支援を実施	U, AA, 緊 11	・天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充のために、指導計画を関連市町における全ての学校に共有（継続実施）	同左	同左	同左	同左	同左	同左	【国への要望】 本協議会へ教育委員会にも参加いただき、防災教育の推進を協力して進めてほしい。 【国への要望】 既にある手引きの活用や、アドバイザーの活用などこれまでの防災教育の取組を活かしてほしい。
	・自主防災組織（自治会等）を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充、ダムや堤防等の施設の機能等に関する住民への説明会や情報提供を定期的に実施	X, AB	・自主防災組織（自治会等）を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充（継続実施）	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	・学校教育関係者向け研修や講座等の開催及び講師等の派遣	U, AA	・学校教育関係者向け研修や講座等の開催及び講師等の派遣（H29～定期的に実施）	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	・河川防災に関わる市町の防災担当者向けの説明会の開催	Z						・自治体職員を対象とした説明会の開催（H28～順次実施）	・必要に応じて研修講師の派遣	・河川防災に関する研修の実施 ※注目すべき水位データの見方など
■避難を促す状況情報の提供										
	・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の水害リスクラインの活用促進のための周知	F, G, H, V								・「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知（H28～H29 出水期まで）
	・避難の目安となる目標物やリアルタイム映像の配信・共有	F, G, H, V								・避難の目安となる目標物やリアルタイム映像の配信・共有（H28～順次実施）
	・自主防災組織（自治会等）への情報提供の現状と課題把握を踏まえた災害時の情報収集方法等の周知	F, G, X	・自主防災組織（自治会等）への情報提供の現状と課題把握を踏まえた災害時の情報収集方法等の周知（H28～順次実施）	同左	同左	同左	同左	同左	同左	・自主防災組織（自治会等）への情報提供の現状と課題把握を踏まえた災害時の情報収集方法等の周知（H28～順次実施）
	・スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信や SNS、QR コード等を活用したより分かりやすい防災情報の提供	F, G, H, 緊 5								・スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信（H29）
(2) 急流河川の地域特性に応じた効率的・効果的な水防活動										
■水防活動に資する基盤等の整備										
	・河川のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の配信、共有（行政向け）	AE, AF, 緊 12	・河川のリアルタイム映像（河川監視用カメラ CCTV）の配信・共有（行政向け）（H29～順次実施）	同左	同左	同左			同左	同左

具体的な取組の柱		実施する機関									
		倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	琴浦町	鳥取県	気象台	国		
事項		具体的取組									
(2) 急流河川の地域特性に応じた効率的・効果的な水防活動											
■水防活動の効率化及び水防体制の強化											
	・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討	緊 16	・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討（順次実施）	同左	同左	同左		同左			
	・洪水に対しリスクが高い区間（重要水防箇所等）について、水防団や自主防災組織（自治会等）が参加した合同点検	AC, AD, AG, 緊 15	・洪水に対しリスクが高い区間（重要水防箇所等）について、水防団や自主防災組織（自治会等）が参加した合同点検（H28～定期的に実施）	同左	同左	同左			同左		
	・水防技術講習会、関係機関や住民等が連携した実践的な総合水防訓練	AC, AD, AH, 緊 17	・水防技術講習会、関係機関や住民等が連携した実践的な総合水防訓練（H28～定期的に実施）	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	・備蓄水防資機材の情報の共有、非常時の相互支援方法の確認	AI, AJ, 緊 21	・備蓄水防資機材の共有、非常時の相互支援方法の確認（H28～定期的に実施）	同左	同左	同左		同左	同左		
	・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整	緊 18	・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整（順次実施）	同左	同左	同左		同左	同左		
	・災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る	緊 32							・災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る（順次実施）		
(3) 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動等の取組											
■排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施											
	・排水作業準備計画に基づいたシミュレーション（机上訓練、実地訓練等）の実施	AL	・排水計画に基づく排水訓練の実施（H31～定期的実施）	同左	同左	同左		同左	同左		
	・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加（再掲）	緊 32	・災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加（順次実施）	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
■排水活動に資する施設等の整備											
	・効果的・効率的な排水施設、釜場等の（施設）整備	AK, AL	・効果的・効率的な排水施設、釜場等の（施設）整備（H31～順次実施）	同左	同左	同左		同左	同左		
	・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策の実施	緊 21	・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策の実施（順次実施）	同左	同左	同左		同左	同左		
	・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施	緊 27							・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施（H29～順次実施）		
■減災・防災に関する国の支援											
	・災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る（再掲）	緊 32							・災害発生時に被災状況や TEC-FORCE 等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る（順次実施）		

天神川水系大規模氾濫時の 減災対策協議会 資料

国土交通省 中国地方整備局
倉吉河川国道事務所



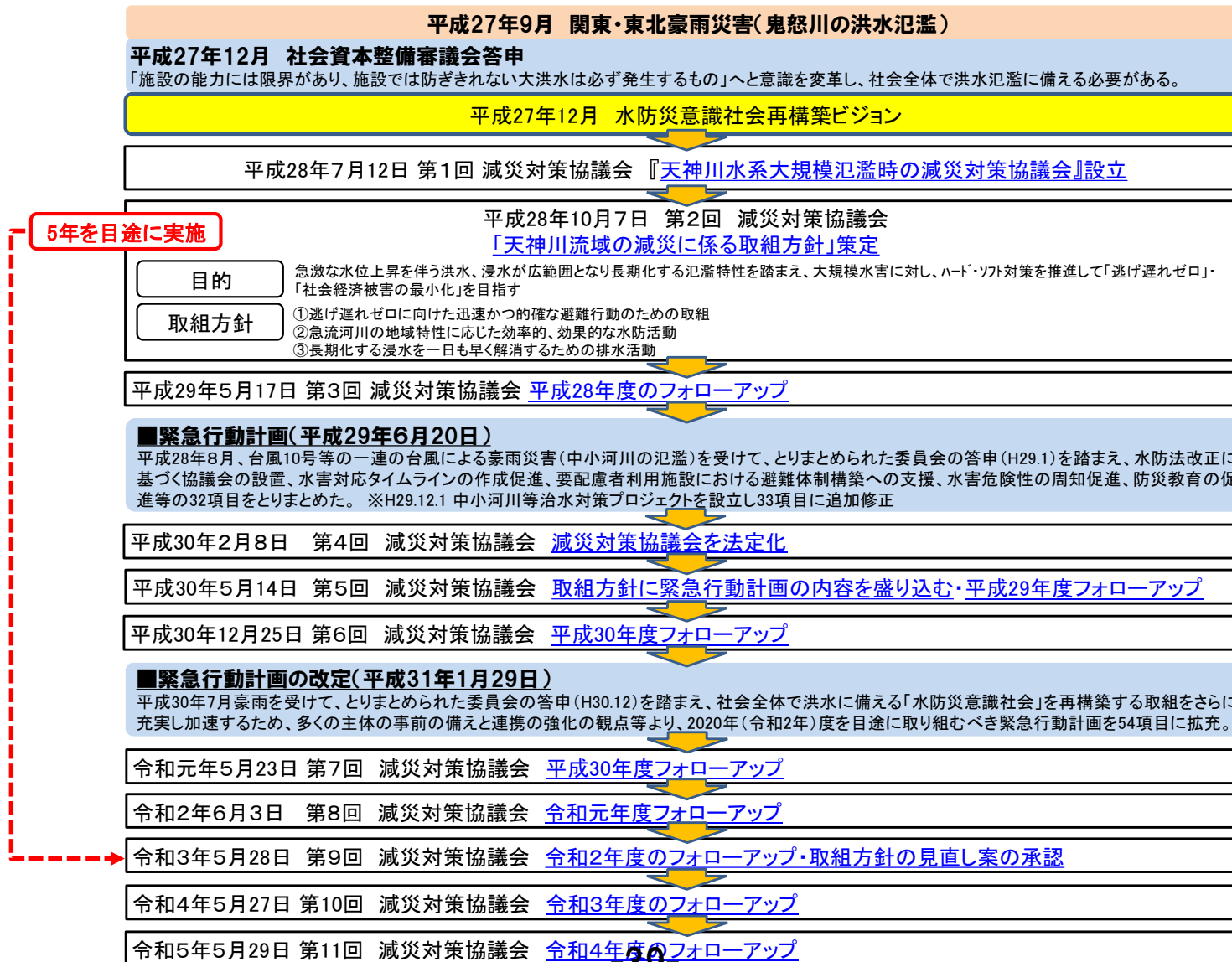
国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

これまでの検討経緯

- 令和2年度に、取組方針策定時の当初対象期間とした概ね5年が経過した。
- 天神川においては、多くの取組項目が完了しているが、緊急行動計画の改定の項目のうち、一部、未完了の項目や継続して実施すべき避難訓練等の項目が存在した。
- 現在までの取組状況や水防災に係る近年の動向を踏まえて、概ね5年（令和3年～7年度）に実施する取組を設定した。



■ソフト対策

1. 多機関連携型タイムラインの運用
2. まるごとまちごとハザードマップの実施
3. 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進
4. 自主防災組織を対象とした防災知識の普及
5. 小学校を対象とした防災教育の実施
6. 合同点検・操作訓練の実施

■ハード対策

7. 排水対策の実施
8. 浸透対策、パイピング対策、流下能力対策の実施

1. 多機関連携型タイムラインの運用

- 令和5年度は、小田水位観測所(天神川)や三朝水位観測所(三徳川)において、避難判断水位を超過する出水が発生したものの、**越水・溢水等による浸水被害は生じなかった**ため、令和5年6月の顔合わせ・読み合わせに加えて、令和6年2月に出水期でのタイムライン運用を踏まえたタイムライン見直し(案)の確認を実施した。
- 具体的に、タイムライン見直し(案)としては、**運用支援システムの改良方針の提示**を行った。

令和5年
6月6日

第11回検討会（令和5年第1回検討会）

□顔合わせ、タイムライン修正版を踏まえた読み合わせ 等

実際の出水での運用
・令和5年台風第7号

令和6年
2月2日

第12回検討会（令和5年第2回検討会）※

□振り返りアンケート結果、運用支援システム改良方針 等

※書面開催



令和5年度 第1回 天神川水害タイムライン検討会の様子

【関係機関からの主な意見】

- 天神川水害タイムラインのホットライン運用について、現在は、緊急時に県危機管理局が主導してオンラインで常時接続すると聞いたが、ここはそのように読み替えたらいいか。松江地方気象台や関係機関とも情報共有できる場と認識している。

【座長講評】

- 線状降水帯が発達すると、タイムラインレベルが「0」や「1」からではなく、「2」や「3」から始まる場合がある。タイムラインレベルが上がるほど時間的な余裕はなくなるので、本検討会で配布した資料を確認して自機関が何をしなければならないのかを把握していただきたい。タイムラインレベルの立ち上げと解除については、倉吉河川国道事務所からメールにより案内があるため留意いただきたい。
運用支援システムについて、本検討会では説明ができなかったが、掲載内容の理解はそこまで難しくないの、出水時に円滑な運用ができるように担当者の方は平時から運用支援システムの習熟を行っていただきたい。

1. 多機関連携型タイムラインの運用

➤ 出水期振り返りアンケート調査結果を踏まえて、運用支援システムについて下記の通り改良を行う予定です。

- ① **河川水位とカメラ画像が同時に確認できるように運用支援システム(水位が分かる)を改修**
- ② **外部サイトのリンク追加(樋門情報提供システム、とっとり雪みちNavi)**

水位が分かる

現在の状況 【河川状況の把握(川の水位情報)】



現在の状況 【洪水危険度を把握(水害リスクライン)】



水位：竹田橋(天神川7.3km) 表示

水位種別	竹田橋
警戒水位(m)	5.80
危険水位(m)	4.7
平常水位(m)	3.9
水防団待機水位(m)	2.8
河口点高(標高m)	-9.000

表示モード: 読み込み済みに構成表示



- TOP画面へ
- 水位が分かる
- 河川状況が分かる
- 樋門情報が分かる
- 気象情報が分かる
- 台風の進路が分かる
- 停電情報が分かる

【現在の様子】



鳥取県吉布見町 天神川出発所

【平常時の様子】



倉吉大橋 天神川
鳥取県吉布見町 天神川出発所 2021.8.4 撮影

追加

「水位が分かる」の改修イメージ

1. 多機関連携型タイムラインの運用

➤ 出水期振り返りアンケート調査結果を踏まえて、運用支援システムについて下記の通り改良を行う予定です。

- ①河川水位とカメラ画像が同時に確認できるように運用支援システム(水位が分かる)を改修
- ②外部サイトのリンク追加(樋門情報提供システム、とっとり雪みちNavi)

倉吉河川国道事務所 樋門情報提供

樋門情報一覧
<現況情報> 2023/12/12 10:10 現在

表託行政名	施設名	観測水位 (内水位 (m))	新基準水位									
			樋門・観測地点 (m)			基準観測所地点 (m)						
			警報水位	操作水位	退避水位	観測所名	観測水位	通知水位	観測所名	観測水位	退避水位	
湯梨浜町	1	長瀬排水樋門	2.10 ▲	1.13	1.36	2.22	長瀬	2.00 ▲	2.10	小田	3.52 ▼	7.80
北栄町	2	東新田排水樋門	1.05 ▼	1.14	1.38	2.33	長瀬	2.00 ▲	2.10	小田	3.52 ▼	7.20
	3	江北排水樋門	5.89 ▲	1.78	2.54	5.86	小田	3.52 ▼	3.20	小田	3.52 ▼	7.20
安郷	4	北田川排水樋門	2.45 ▼	3.36	4.62	5.40	小田	3.52 ▼	5.80			
倉吉市	5	沼井手排水樋門	0.21 ▼	0.43	2.04	4.06	小田	3.52 ▼	3.90			
三朝町	6	大瀬第1排水樋門	0.89 ▼	1.09	1.70	2.46	竹田橋	3.27 ▼	4.80			
倉吉市	7	玉川下流排水樋門	0.10 ▼	0.20	1.50	4.32	小田	3.52 ▼	2.20			
	8	玉川上流排水樋門	1.65 ▼	1.64	2.07	5.66	河原町	1.28 ▲	1.40			
	9	松河原排水樋門	0.37 ▼	0.38	1.70	4.34	河原町	1.28 ▲	1.80			
三朝町	10	大瀬第2排水樋門	0.22 ▼	0.52	1.50	3.52	竹田橋	3.27 ▼	4.50			
	11	和田排水樋門	0.64 ▼	0.70	2.07	4.57	-	-	-			

倉吉河川国道事務所 樋門情報提供

天神川0k300L 東新田場排水樋門
<現況情報> 自動更新

内水位	2.33m ▲	2023/11/11 10:10現在	退避水位: 2.33m	操作水位: 1.38m	警戒水位: 1.14m
外水位	1.88m ▲	2023/11/11 10:10現在			
流速	0.50m/s ▲	2023/11/11 10:10現在			
流向	堤内地側 → 天神川	2023/11/11 10:10現在			
状態	正常	2023/11/11 10:10現在			

<履歴情報>

	11/11 10:00	11/11 9:50	11/11 9:40	11/11 9:30	11/11 9:20	11/11 9:10
内水位	1.38 ▲	1.14 ▲	1.13 ▼	1.13	欠測	1.13 ▼
外水位	1.87 ▼	1.87 ▼	1.87 ▼	1.88	欠測	1.88
流速	0.4 ▲	0.3 ▼	0.3 ▼	0.4	欠測	0.4 ▼
流向	堤内地側 → 天神川	堤内地側 → 天神川	堤内地側 → 天神川	堤内地側 → 天神川	不明	堤内地側 → 天神川
状態	正常	正常	正常	正常	故障	正常

樋門情報提供システムのイメージ

1. 多機関連携型タイムラインの運用

➤ 出水期振り返りアンケート調査結果を踏まえて、運用支援システムについて下記の通り改良を行う予定です。

- ①河川水位とカメラ画像が同時に確認できるように運用支援システム(水位が分かる)を改修
- ②外部サイトのリンク追加(樋門情報提供システム、**とっとり雪みちNavi**)



「とっとり雪みちNavi」のリンク追加イメージ

2. まるごとまちごとハザードマップの実施

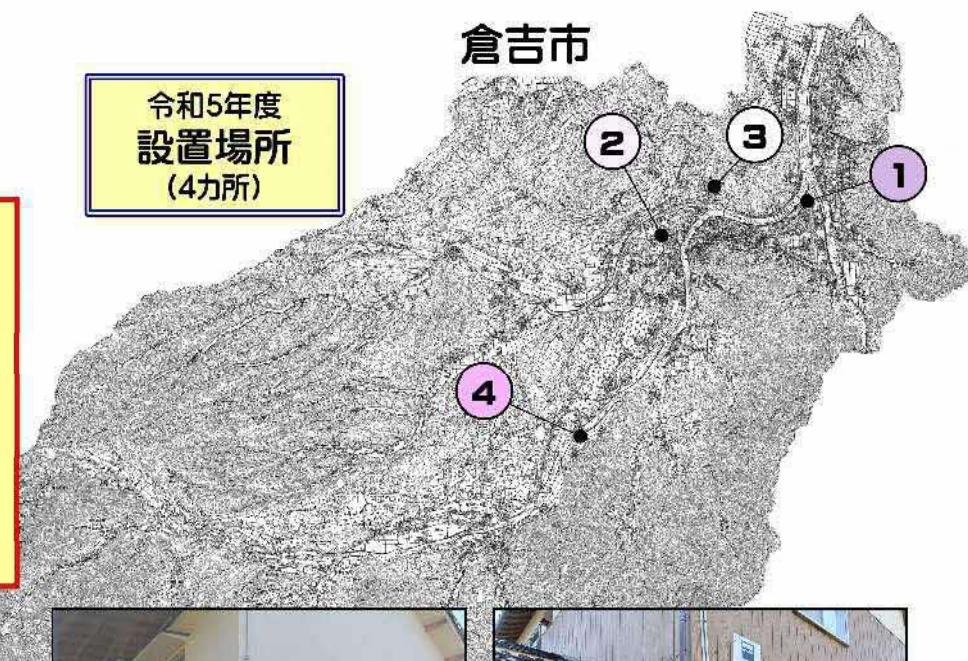
- ハザードマップに記載されている**浸水深や避難所等の情報を、標識として「まちなか」に表示**することにより、住民の防災への意識を高めるとともに、浸水深等の知識の普及を図り、発災時には安全かつスムーズな避難行動につなげることを目的に、天神川水系の沿川自治体では、まるごとまちごとハザードマップを実施しています。
- 令和5年度は、倉吉市内で自主防災組織により**まるごとまちごとハザードマップが新たに4か所設置**されました。



「まるごとまちごとハザードマップ」とは
 千年に一度起こるかどうかの猛烈な大雨で予想される最大浸水の深さを”まちなか”に表示して、地域の洪水の危険性を知ることによって防災への意識を高めます。

令和5年度は、自主防災組織が想定浸水深看板を設置する経費の1/2を倉吉市が助成する制度を活用し、4箇所の設置がありました。

倉吉市が小中学校などに設置した27施設に加え、自主防災組織の設置が10施設となり、市内計37施設の設置数になりました。※国及び県の設置は含まれていません。



No.	施設名	設置者	想定浸水深
1	上灘コンフォート・ステーション	見日町自主防災会	5.2m
2	西福守町自治公民館	西福守町自主防災会	2.9m
3	ひかり会館	馬場町自主防災会	1.8m
4	若土自治公民館（中村集会所）	若土自主防災会	2.4m

5m以上
 3m以上5m未満
 3m未満



2. まるごとまちごとハザードマップの実施

- ハザードマップに記載されている**浸水深や避難所等の情報を、標識として「まちなか」に表示**することにより、住民の防災への意識を高めるとともに、浸水深等の知識の普及を図り、発災時には安全かつスムーズな避難行動につなげることを目的に、天神川水系の沿川自治体では、まるごとまちごとハザードマップを実施しています。
- 令和5年度は、倉吉市内で自主防災組織により**まるごとまちごとハザードマップが新たに4か所設置**されました。



3. 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進

- 令和元年度より、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練実施を完了するための取組を加速しています。
- 各市町の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況も上がっています。
- 今後は、避難確保計画の作成に加え、**訓練実施の支援**も促進する必要があります。

【大規模氾濫減災協議会】の運用について（平成29年6月19日）【抜粋】

7. 協議会での取組事項

(1) ① - 1カ 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成・訓練に対する支援

- ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。
- ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討調整する。また、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。

避難確保計画の作成状況

	対象施設数	避難確保計画 作成済み施設数
倉吉市	174	172
三朝町	12	11
湯梨浜町	32	30
北栄町	32	26

避難確保計画に基づく訓練の実施状況

	訓練実施済の 施設数
倉吉市	122
三朝町	5
湯梨浜町	19
北栄町	26

作成数・訓練の実施数は、進捗管理表のアンケート結果より集計（R6.3）

4. 自主防災組織を対象とした防災知識の普及

- 倉吉河川国道事務所では、近年洪水に関する地域住民の関心が高まる中、積極的に防災講習会を行っています。令和5年度は、倉吉市下田中地区・上灘地区の住民から要望を受けて講習会を実施しました。
- 講習会では、過去の水害写真や洪水浸水想定区域図を用いて各地区の**水害リスク等を説明**しました。また、地区住民の高齢化が進んでいることから、**避難時の留意事項**や**早めの避難行動**を呼びかけました。

倉吉市下田中地区

【実施日】令和5年6月29日(火)

【開催場所】下田中町自治公民館

【参加者】下田中地区住民 35名

【感想】

- 講習を受けてマイ・タイムラインを見直したい
- 改めて防災について考えたい



倉吉市上灘地区

【実施日】令和5年7月7日(金)

【開催場所】上灘コミュニティセンター

【参加者】上灘地区住民 24名

【感想】

- 講習を受けて避難方法を見直したい
- ゲリラ豪雨による内水氾濫が心配だ



5. 小学校を対象とした防災教育の実施

- 倉吉河川国道事務所では、川の防災教育を継続的に実施しており、その取り組みの一環として、倉吉市立小鴨小学校・河北小学校の保護者・教職員に「**天神川の防災(水害)**」について出前講座を行いました。
- 当日は、**天神川の特徴**や**過去の被害**、**浸水想定区域**、**流域治水**の取り組みについて説明を行いました。また、各々の家庭で、水害時の行動計画を立てられるようにするため、**マイ・タイムラインの作成手順**について説明を行いました。

倉吉市立小鴨小学校

【実施日】令和5年6月6日(火)

【参加者】保護者・教職員 約60名

【感想】

- ・ 災害時での対応や避難行動計画を家で確認してみようと思った
- ・ 住む場所の水害の程度が想定でき具体的な逃げ方が分かった
- ・ 改めて水害の恐ろしさを考えることが出来た
- ・ マイ・タイムラインというものを初めて知れたので家族でやってみようと思いました



倉吉市立河北小学校

【実施日】令和5年11月20日(月)

【参加者】生徒 約50名

【感想】

- ・ 珍しい生き物が色々知れた
- ・ 天神川の災害がネットより詳しく知れた
- ・ 天神川の名前の由来が分かった
- ・ 上流にオオサンショウウオがいることが分かった
- ・ 天神川の事がよく分かった



6. 合同点検・操作訓練の実施

- 天神川水系直轄管理河川に係る洪水時に危険が予測され重点的に点検が必要な箇所(重要水防箇所)について、沿川の自治体(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町)及び水防団と**合同点検**や情報共有を行いました。
- 倉吉河川国道事務所では、出水期に備え、非常時における災害復旧作業を迅速に行うことを目的として**災害対策用機械**(排水ポンプ車等)の**操作訓練**を実施しました。

重要水防箇所 合同点検



災害対策用機械 操作訓練



7. 排水対策の実施

- 倉吉市福庭東地区では、近年の豪雨災害で浸水被害が頻発している。倉吉市は、浸水被害を防止するために、北田川に簡易堰を設置しました。令和6年度には、排水ポンプを併用した浸水対策効果検証を実施予定です。
- 倉吉市は、令和4年度末に購入した排水ポンプ車を、令和5年台風第7号で不入岡排水樋門に配備して運用を行いました。倉吉河川国道事務所と連携した排水対策により、西福守地区の浸水被害軽減に貢献しました。

簡易堰の設置(福庭東地区)



簡易堰設置のイメージ

排水ポンプ車の運用(西福守地区)



配備した排水ポンプ車(排水能力：30m³/分)

8. 浸透対策、パイピング対策、流下能力対策の実施

- 倉吉河川国道事務所では、氾濫による危険性が特に高い区間において、洪水を安全に流下させるため必要な樹木伐採・河道掘削等を実施しています。
- 令和5年度は、小鴨川(生竹地区)において洪水時に増水した河川水を安全に流下できるように**河道掘削**を実施しました。また、洪水による堤防の侵食を防ぐために**根固め工**を整備しました。

■ 令和5年度事業実施箇所



<河道掘削前>



<河道掘削後>



■ ソフト対策

1. 多機関連携型タイムラインの運用
2. まるごとまちごとハザードマップの実施
3. 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進
4. マイ・タイムラインの作成支援
5. 内外水一体型水害リスクマップの作成

■ ハード対策

6. 避難所の整備
7. 浸透対策、パイピング対策、流下能力対策の実施

1. 多機関連携型タイムラインの運用

- 天神川水害タイムライン検討会では、出水期でのタイムライン運用を踏まえたアンケート調査を実施し、この結果を踏まえた①タイムライン詳細版の見直し、②タイムライン総括版の見直し、③運用支援システムの改良を実施しています。
- 令和6年度の出水期前を目途に、令和6年度の運用について説明するための検討会の開催を予定しています。

「いつ」

- ・ 防災行動を行うタイミング(TLレベル毎に発表情報や状況を整理)

「何をするか」

- ・ 行動は、階層別に記載
- ・ 既存の防災計画等と整合性を踏まえて防災行動を整理

「誰が」

- ・ 担当機関の防災行動の役割を表示
- ◎：主体的に行動する機関
- ：支援または協働する機関

多機関連携型タイムラインのイメージ

①詳細版：担当者が詳細な対応を確認できるタイムライン

A3サイズ

天神川水害タイムライン詳細版

②総括版：班長等が俯瞰的に作業の漏れがないかを確認できるタイムライン（水位上昇が早い天神川でも、短時間で最低限実施すべき内容がチェックできる）



③タイムライン運用支援システム：タイムラインに必要な防災情報を集約したシステム

天神川水害タイムライン運用支援システム

タイムライン運用支援システム (実行中)

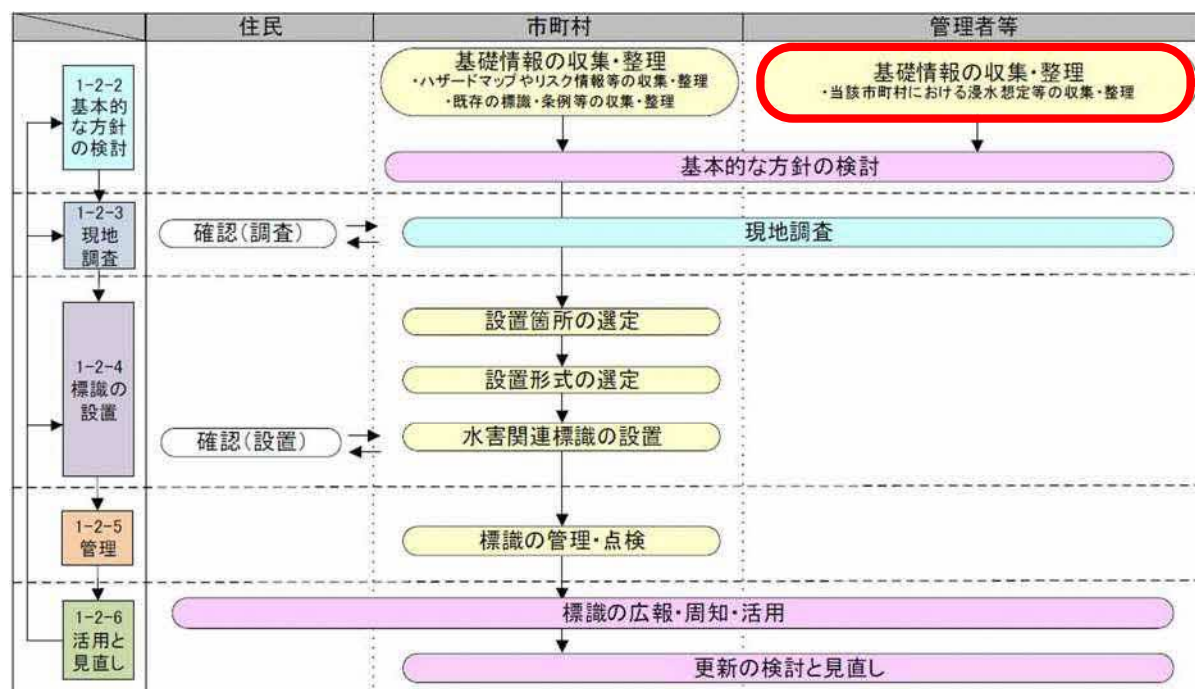
発動していません

タイムラインレベルに関する情報	TL0情報	TL1情報	TL2情報	TL3情報	TL4情報	TL5情報
川口水位	中水位	中水位	中水位	中水位	中水位	中水位
山位	0.36m	0.36m	0.36m	0.36m	0.36m	0.36m
川位	1.81m	2.96m	4.7m	5.95m	-	-
川位	0.84m	2.2m	3.7m	4.2m	-	-
川位	2.35m	-	4.2m	5.0m	-	-
川位	0.94m	1.8m	3.3m	3.6m	-	-

運用支援システム

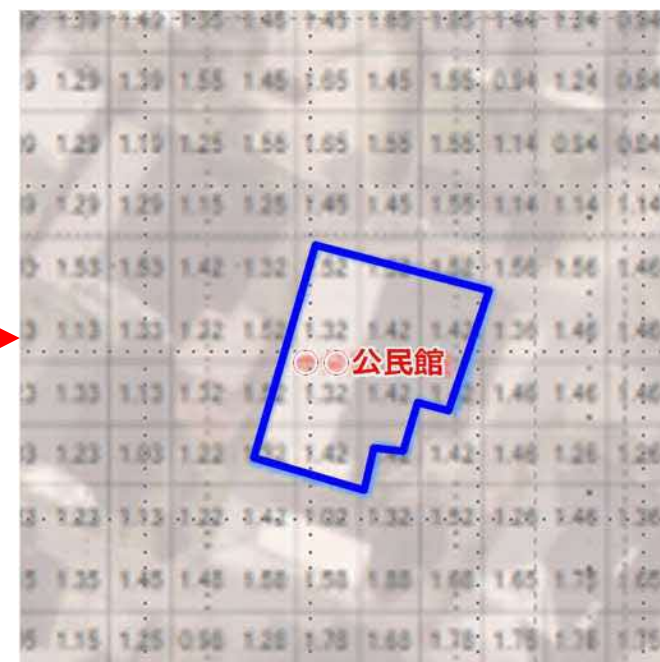
2. まるごとまちごとハザードマップの実施

- 天神川水系では、住民の防災意識向上や浸水深等の普及を目的に、まるごとまちごとハザードマップの整備を進めています。
- 倉吉河川国道事務所では、天神川流域市町のまるごとまちごとハザードマップ設置を支援するために、依頼があった施設等について、**洪水浸水想定区域の浸水深の確認**等を行っています。
- 倉吉市は、令和2年度よりまるごとまちごとハザードマップの設置を実施しており、令和4年度から自主防災組織による**標識設置に対する補助金制度**を導入しています。令和6年度も、引き続き**補助金制度を活用した標識設置を予定**しています。



- 単独実施 : 該当する関係機関がそれぞれ単独で実施する項目
- 分担実施 : 市町村が管理者等と連携しつつ実施する項目
- 共同実施 : 関係機関が共同で実施する項目

実施フロー詳細図（まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き 第2版 P.5）



設置予定箇所の浸水深の確認

3. 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進

- ▶ 令和元年度より、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練実施を完了するための取り組みが加速しています。
- ▶ 天神川流域市町の要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成率は高い状況ですが、引き続き未作成の施設の**避難確保計画の作成支援**や**避難確保計画に基づく訓練実施**の支援をお願いします。
- ▶ 参考資料に、**避難確保計画支援動画**及び**避難確保計画の作成・活用に関するリーフレット**を付けております。

東 洋 建 設
令和5年4月30日

北海道開発局 河川部管理課 様
 北海道建設管理課 様
 各地方整備局 河川課/課長 様
 水災被害支援センター 様
 水災被害対策センター 様
 津波被害対策局 既倒地区対策 課
 河川課長 様

国土交通省水管理・国土保全局
 河川課長課水防企画課 課長補佐
 防災避難計画課企画・水防対策 企画専門官

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の届付
 及び訓練実施の促進について

要配慮者利用施設において、大雨のときに川河川の氾濫に避難を行うための、水防は及び土砂災害防止法では、市町村の避難確保計画に定める要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施及びそれを市町村長に報告することが義務付けられています。

今後、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練実施を促進するため、避難確保計画の作成や訓練について分かりやすいポイントをまとめたリーフレット及び動画を制作しました。施設における訓練の実態にあわせて必要な事項をわかりやすくまとめたので、合わせておこなっている避難確保計画を管水庁長官宛に通知し、市町村を通じて施設管理者等に周知を図るとともに、市町長宛に届付いたします。

また、河川部様が発行された「災害情報普及委員会」において、水防・防災活動や災害発生時の支援に関する取組についてご説明いたします。

【問合せ先】
 国土交通省水管理・国土保全局
 河川課長課水防企画課 課長補佐 047-474 3513(内線 3513)
 河川課長課水防企画課 企画専門官 047-474 3514(内線 3514)
 河川課長課水防企画課 企画専門官 047-474 3515(内線 3515)
 河川課長課水防企画課 企画専門官 047-474 3516(内線 3516)
 河川課長課水防企画課 企画専門官 047-474 3517(内線 3517)
 河川課長課水防企画課 企画専門官 047-474 3518(内線 3518)
 河川課長課水防企画課 企画専門官 047-474 3519(内線 3519)
 河川課長課水防企画課 企画専門官 047-474 3520(内線 3520)

国土交通省ウェブサイト「要配慮者利用施設の防災対策」
https://www.mlit.go.jp/river/river_aan/aan_honbu/river_aan_honbu_saijaku.html

避難確保計画に関する事務連絡


別紙

避難確保計画作成支援動画 「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

○ 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。

○ 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】



【動画の画面例】

**要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・確認のポイント**

令和5年3月
国土交通省水管理・国土保全局
河川課長課・水防計画課

【計画様式】

社会福祉施設
避難確保計画

2. 災害リスク等の確認

水害/洪水/高水害/浸水/浸水継続
時間を確認

項目	確認内容	確認結果
水害/洪水/高水害/浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	0分~1分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	1分~2分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	2分~3分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	3分~4分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	4分~5分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	5分~6分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	6分~7分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	7分~8分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	8分~9分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	9分~10分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	10分~11分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	11分~12分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	12分~13分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	13分~14分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	14分~15分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	15分~16分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	16分~17分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	17分~18分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	18分~19分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	19分~20分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	20分~21分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	21分~22分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	22分~23分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	23分~24分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	24分~25分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	25分~26分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	26分~27分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	27分~28分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	28分~29分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	29分~30分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	30分~31分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	31分~32分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	32分~33分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	33分~34分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	34分~35分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	35分~36分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	36分~37分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	37分~38分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	38分~39分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	39分~40分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	40分~41分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	41分~42分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	42分~43分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	43分~44分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	44分~45分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	45分~46分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	46分~47分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	47分~48分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	48分~49分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	49分~50分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	50分~51分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	51分~52分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	52分~53分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	53分~54分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	54分~55分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	55分~56分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	56分~57分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	57分~58分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	58分~59分
浸水/浸水継続	浸水/浸水継続	59分~60分

5. 避難誘導

避難誘導

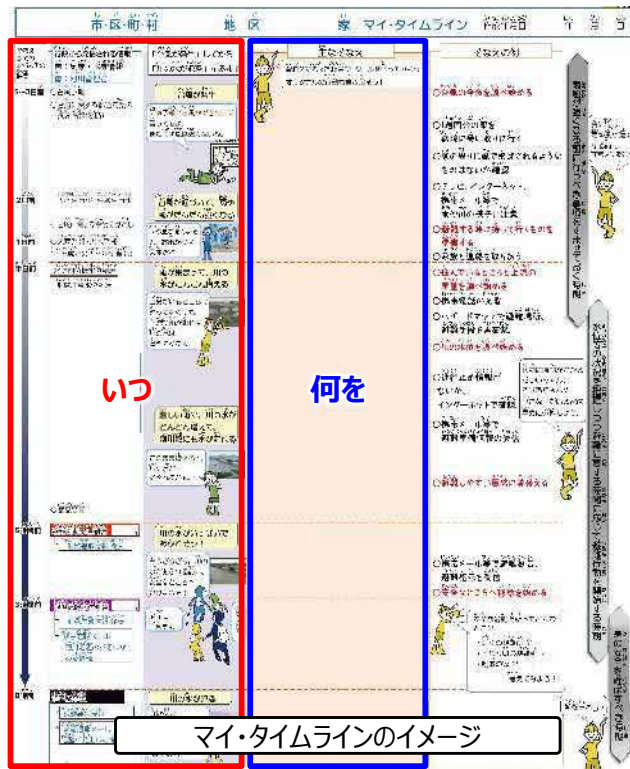
項目	確認内容	確認結果
避難誘導	避難誘導	0分~1分
避難誘導	避難誘導	1分~2分
避難誘導	避難誘導	2分~3分
避難誘導	避難誘導	3分~4分
避難誘導	避難誘導	4分~5分
避難誘導	避難誘導	5分~6分
避難誘導	避難誘導	6分~7分
避難誘導	避難誘導	7分~8分
避難誘導	避難誘導	8分~9分
避難誘導	避難誘導	9分~10分
避難誘導	避難誘導	10分~11分
避難誘導	避難誘導	11分~12分
避難誘導	避難誘導	12分~13分
避難誘導	避難誘導	13分~14分
避難誘導	避難誘導	14分~15分
避難誘導	避難誘導	15分~16分
避難誘導	避難誘導	16分~17分
避難誘導	避難誘導	17分~18分
避難誘導	避難誘導	18分~19分
避難誘導	避難誘導	19分~20分
避難誘導	避難誘導	20分~21分
避難誘導	避難誘導	21分~22分
避難誘導	避難誘導	22分~23分
避難誘導	避難誘導	23分~24分
避難誘導	避難誘導	24分~25分
避難誘導	避難誘導	25分~26分
避難誘導	避難誘導	26分~27分
避難誘導	避難誘導	27分~28分
避難誘導	避難誘導	28分~29分
避難誘導	避難誘導	29分~30分
避難誘導	避難誘導	30分~31分
避難誘導	避難誘導	31分~32分
避難誘導	避難誘導	32分~33分
避難誘導	避難誘導	33分~34分
避難誘導	避難誘導	34分~35分
避難誘導	避難誘導	35分~36分
避難誘導	避難誘導	36分~37分
避難誘導	避難誘導	37分~38分
避難誘導	避難誘導	38分~39分
避難誘導	避難誘導	39分~40分
避難誘導	避難誘導	40分~41分
避難誘導	避難誘導	41分~42分
避難誘導	避難誘導	42分~43分
避難誘導	避難誘導	43分~44分
避難誘導	避難誘導	44分~45分
避難誘導	避難誘導	45分~46分
避難誘導	避難誘導	46分~47分
避難誘導	避難誘導	47分~48分
避難誘導	避難誘導	48分~49分
避難誘導	避難誘導	49分~50分
避難誘導	避難誘導	50分~51分
避難誘導	避難誘導	51分~52分
避難誘導	避難誘導	52分~53分
避難誘導	避難誘導	53分~54分
避難誘導	避難誘導	54分~55分
避難誘導	避難誘導	55分~56分
避難誘導	避難誘導	56分~57分
避難誘導	避難誘導	57分~58分
避難誘導	避難誘導	58分~59分
避難誘導	避難誘導	59分~60分

避難誘導

避難確保計画支援動画に関する説明資料(参照資料)

4. マイ・タイムラインの作成支援

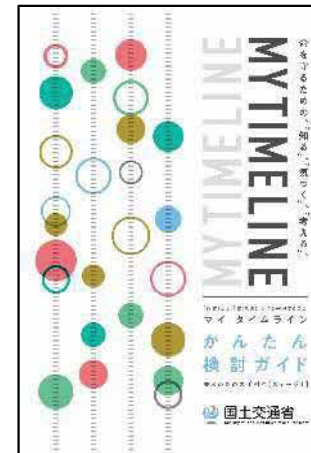
- マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理したものです。
- マイ・タイムラインの作成支援のためのツールとして、「逃げキッド」や「マイ・タイムラインかんたん検討ガイド」、「マイ・タイムライン検討のためのワークショップの進め方」などを国土交通省HPで確認可能です。



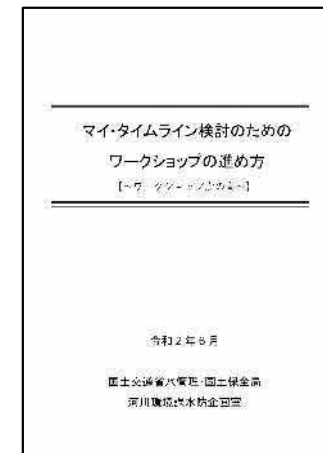
マイ・タイムライン作成支援のためのツール



逃げキッド



マイ・タイムラインかんたん検討ガイド



マイ・タイムライン検討のためのワークショップの進め方



逃げキッドを活用したタイムラインの作成方法解説動(YouTube)



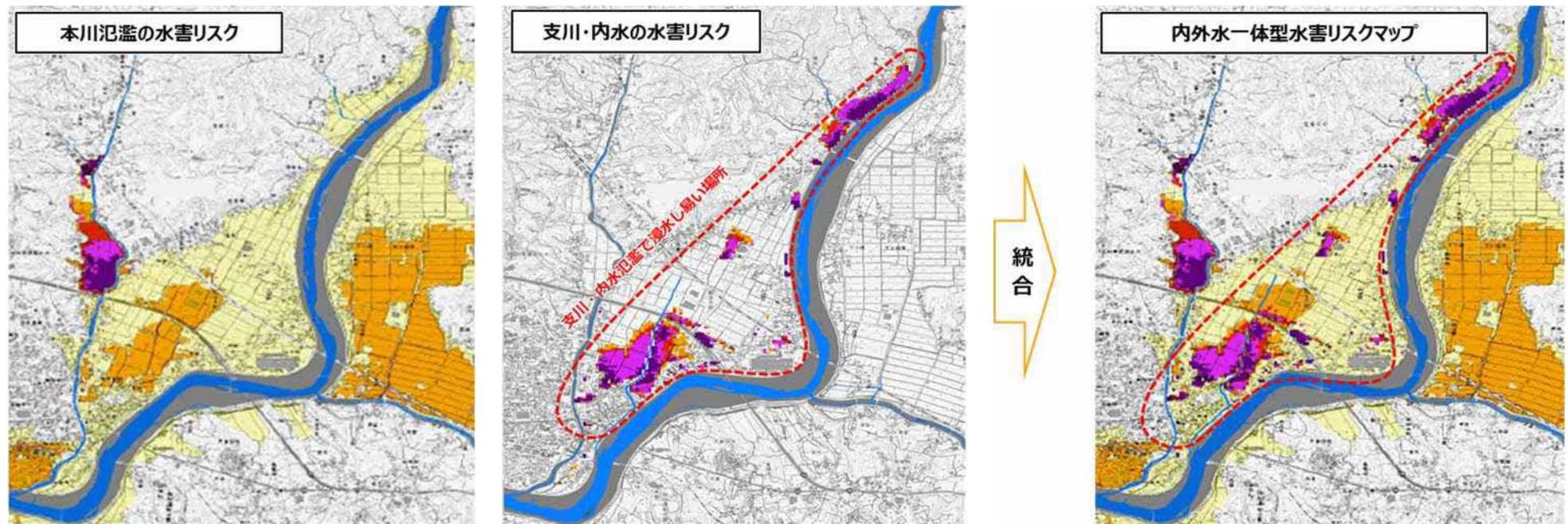
動画：岡谷さんのマイ・タイムライン
(<https://www.youtube.com/watch?v=5RgYuFgeJoo>)

要配慮者マイ・タイムライン

5. 内外水一体型水害リスクマップの作成

- 現在公表されている洪水浸水想定区域図は、一般的に大河川・中小河川・下水道等の管理者別に作成・提供されており、それぞれが対象としている降雨規模等が異なることから、防災まちづくりの検討や避難検討で必要となる場所ごとのリスク情報を得るうえで十分とはいえない場合があります。

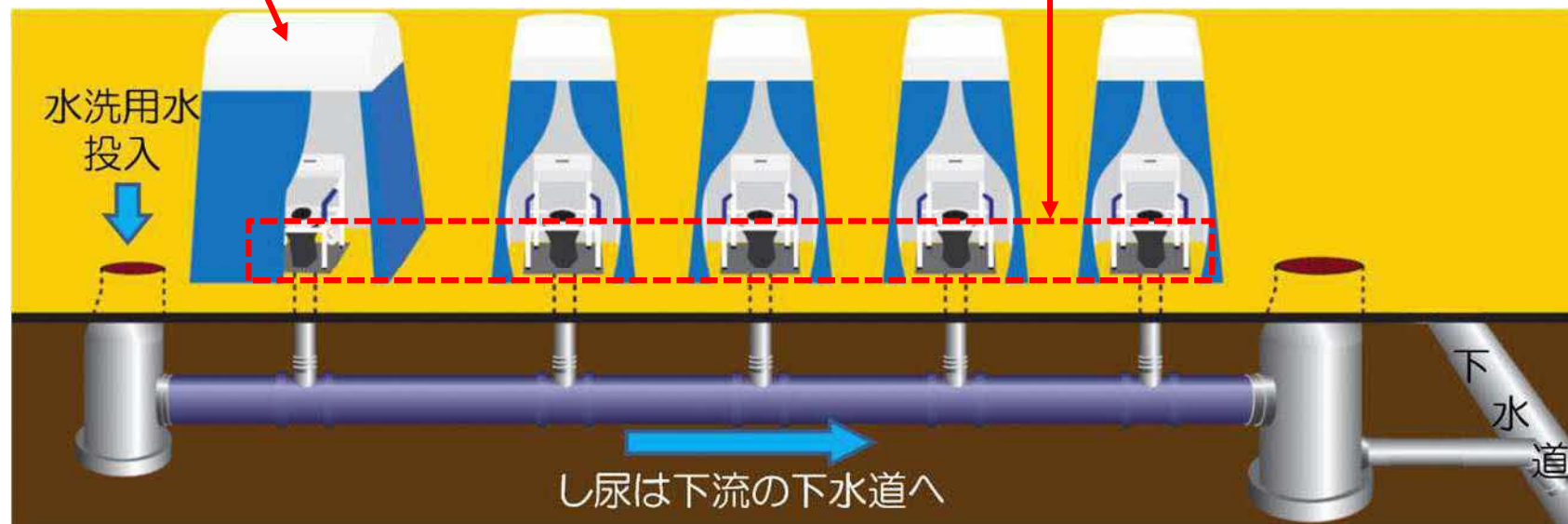
→沿川自治体が水害リスクを評価し、**中～高頻度の被害を軽減する減災対策(防災まちづくり、田んぼダム等)の検討や避難検討(本川氾濫前に支川・内水氾濫により避難し難くなる場所の確認等)に活用**できるように、今後河川管理者が**内外水一体型水害リスクマップを作成する。河川毎ではなく支川や内水(下水道等)も考慮し、浸水しやすい地域や氾濫シナリオなどを検討し、自治体へ水害リスクを情報提供**していきます。



内外水一体型水害リスクマップのイメージ

6. 避難所の整備

- 天神川水系内で大規模な水害が発生し、多くの住民が避難所に避難する状況に陥った場合、避難者数のキャパシティに対して、既存のトイレ数では不足することが想定されます。
- 倉吉市は、避難してきた住民に衛生的な環境を提供するために、R6年度からR7年度にかけて市内の全小学校を対象に**マンホールトイレを整備**します(R6年度は、校区人口が多い河北小、西郷小、上灘小、社小、小鴨小学校で実施予定)。



マンホールトイレの構造
-59-

7. 浸透対策、パイピング対策、流下能力対策の実施

- 気候変動により頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対する安全度の向上を図るために、これまでの河川管理者等による対策でなく、流域のあらゆる関係者の協働によるハード・ソフト一体の水災害対策として「**流域治水**」を推進しています。
- 天神川水系における流域治水の一環として、**小鴨川(生竹地区)**において、**河道掘削**等を実施し、早期に安全性の向上を図ります。

■ 事業箇所

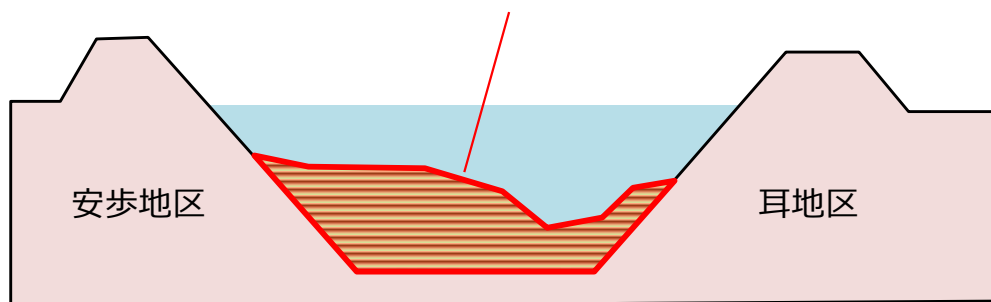
鳥取県倉吉市耳地先

■ 期待される整備効果

河道掘削を実施することで、戦後最大の洪水となる伊勢湾台風(昭和34年9月)が再び発生した場合において、周辺地域の浸水被害の防止が図られます。

【整備イメージ】

河川の断面を広げることにより、洪水を安全に流す能力が向上する。



■ 令和6年度 事業実施箇所



○各取組項目におけるスケジュール(天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会) 平成28年度～令和7年度

事項	具体的な取組の柱	実施期間	実施する機関	1期												2期												令和6年度 取組状況	令和6年度の取組予定						
				平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度					令和6年度			令和7年度		
				第一四半期	第二四半期	第三四半期	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第一四半期	第二四半期	第三四半期			第一四半期	第二四半期	第三四半期	第一四半期	第二四半期	第三四半期
1-6市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣	1-6-1 市長・町長に対し助言を行う者の育成及び派遣 1-6-2 河川防災担当職員等を対象とした研修の実施 1-6-3 災害対応の初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成のために、研修・訓練等へ参加(市町職員の水害リスク学習会)(3-1排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施にも該当)	H28～定期的に実施 H30～継続実施	北栄市 三朝町 鳥取県 倉吉市	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	【国交省】:継続実施 【鳥取県】:災害対策基本法に基づく(助言)に関する研修会 【倉吉市】:研修参加 【三朝町】:研修等への参加 【湯梨浜町】:研修等への参加 【北栄町】:研修等への参加 【国交省】:継続実施 【鳥取県】:防災士養成研修の開催等 【倉吉市】:研修参加 【三朝町】:研修等参加なし 【湯梨浜町】:研修・訓練等への参加 【北栄町】:研修等への参加	【国交省】:継続実施 【鳥取県】:継続実施 【倉吉市】:研修等への参加 【三朝町】:研修等への参加 【湯梨浜町】:研修等への参加 【北栄町】:継続実施
1-7防災教育(学習)や防災知識の普及	1-7-1 教育関係者等と連携して指導計画の作成支援及び地域の特性に合わせた教材の作成 1-7-2 天神川水系の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充のために、教育関係者等と連携して作成した指導計画及び地域の特性を踏まえて作成した教材を活用した支援を実施 1-7-3 自主防災組織(自治会等)を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充、ダムや堤防等の施設の機能等に関する住民への説明会や情報提供を定期的な実施 1-7-4 学校教育関係者向け研修や講座等の開催及び講師等の派遣 1-7-5 河川防災に関わる市町の防災担当者向けの説明会の開催	H28年～順次実施 H28年～継続実施 H28年～継続実施 H29～定期的に実施 H28～継続実施	北栄市 三朝町 鳥取県 倉吉市	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	4～6月 7～9月 10～12月	【国交省】:小鴨小学校(R5.6.6)、河北小学校(R5.11.20)への出前講座 【鳥取県】:北栄小学校で防災教育を実施 【倉吉市】:学校への出前講座を実施 【三朝町】:三朝中学校で防災学習を実施 【湯梨浜町】:防災マップを活用した学習支援 【北栄町】:北栄小児童会・防災学習を実施 【国交省】:下田中町自治公民館(R5.9.29)、上瀬コミュニティセンター(R5.7.7)、駄綿寺町自治公民館(R5.10.19)への講習会 【鳥取県】:みどり町自主防災会、五川を美しくする会で説明 【倉吉市】:地域の役員等へ研修を実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:要請のあった自主防災組織等の17団体で防災講習を実施 【北栄町】:要請のあった自主防災組織への防災研修会実施	【国交省】:継続実施 【鳥取県】:継続実施 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施

事項	具体的な取組の柱	実施期間	1期										2期										令和6年度 取組状況	令和6年度の取組予定									
			実施する機関					平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度			令和6年度		令和7年度						
			倉吉市	北栄町	湯梨浜町	三朝町	鳥取県	倉吉市	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2			1	2	1	2	1	2			
2. 氾濫河川の地理特性に応じた効率的・効果的な水防活動 2-1水防活動に資する基盤等の整備 2-2水防活動の効率化及び水防体制の強化	2-1-1 河川のリアルタイム映像(河川監視用カメラ)の配信、共有(行政向け)	H28～継続実施	○	○	○	●	●																						【国交省】youtube等で配信 【鳥取県】HPにて配信	【国交省】継続実施 【鳥取県】継続実施			
	2-2-1 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討	H30～継続実施	●	●	●	●	●																						水防月間 7/20 功労者表彰 7/21 功労者表彰 7/23 功労者表彰	水防活動の参画を促すための広報の進め方について検討	【鳥取県】:特になし 【倉吉市】:水防団員(消防団員)と大学生の交流会を実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施	【鳥取県】:特になし 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:継続実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施	
	2-2-2 洪水に対しリスクが高い区間(重要水防箇所等)について、水防団や自主防災組織(自治会)が参加した合同点検	H28年～定期的実施	○	○	○	○	○																						9/31湯梨浜町で合同点検実施 9/26三朝町で合同点検実施 10/16倉吉市で合同点検実施	9/18倉吉市で合同点検実施 4/16北栄町で合同点検実施 合同点検 4/25湯梨浜町で合同点検実施 4/23三朝町で合同点検実施	合同点検 合同点検 合同点検 合同点検 合同点検 合同点検 合同点検	【国交省】:合同点検を実施(R5.5.30) 【鳥取県】:防災ボランティア(職員OB)との堤防点検はコロナ対策のため職員のみで実施	【国交省】:継続実施 【鳥取県】:防災ボランティア(職員OB)との堤防点検を実施
	2-2-3 水防技術講習会、関係機関や住民等が連携した実践的な総合水防訓練	H28年～定期的実施	○	○	○	○	○	○	○																				9/11水防技術講習会 5/28天神川総合水防演習 4/23水防技術講習会	水防技術講習会 水防演習 水防演習 水防演習 水防演習 水防演習	水防技術講習会 水防演習 水防演習 水防演習 水防演習 水防演習	【国交省】:継続実施 【鳥取県】:5/28水防訓練実施 【倉吉市】:総合防災訓練で実施 【三朝町】:洪水防訓練に参加 【湯梨浜町】:浸水を想定した総合防災訓練を実施 【北栄町】:排水防訓練へ参加	【国交省】:継続実施 【鳥取県】:HPで水防工法の周知、排水系で水防訓練(国主)を実施予定 【倉吉市】:継続実施 【三朝町】:水防団による訓練実施 【湯梨浜町】:継続実施 【北栄町】:継続実施
	2-2-4 備蓄水防資機材の情報の共有、非常時の相互支援方法の確認	H28年～定期的実施	○	○	○	○	○																						集計・確認・周知 集計・確認・周知 集計・確認・周知	集計・確認・周知 集計・確認・周知 集計・確認・周知	集計・確認・周知 集計・確認・周知 集計・確認・周知	【国交省】:出水期前にとりまとめた水防連絡会で情報共有	【国交省】:継続実施
	2-2-5 大規模な氾濫に対してより広域的、効果的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整	R2～継続実施	●	●	●	●	○																							多機関連機型タイムラインの中で検討	【鳥取県】:特になし	【鳥取県】:今後適宜検討	
	2-2-6 災害発生時に被災状況やTEC-FORCE等による支援活動を情報提供し、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図る	H30～継続実施					●																						情報提供 市町との事業調整会議	情報提供 市町との事業調整会議	情報提供 市町との事業調整会議	【国交省】:出水期前にとりまとめた市町へ情報共有	【国交省】:継続実施
3. 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水活動等の取組 3-1排水作業準備計画の作成及び排水訓練の実施	3-1-1 排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画の作成	H30	●	●	●	●	●																						排水作業準備計画検討	県・市町と共有			
	3-1-1 排水作業準備計画に基づいたシミュレーション(机上訓練、実地訓練等)の実施	H31～定期的実施	○	○	○	○	○																					訓練 訓練	訓練 訓練	訓練 訓練	【国交省】:6月7日排水訓練を実施 【倉吉市】:6月17日排水ポンプ車の排水訓練を実施	【国交省】:継続実施 【倉吉市】:福守地区及び福庭東地区において排水訓練を実施	
	3-2排水活動に資する施設等の整備																																
	3-2-1 効果的・効果的な排水施設、壺場等の(施設)整備	H31～継続実施	●	●	●	●	●																							排水活動に資する施設等の整備		【鳥取県】:流域治水分科会で市町と対策検討 【倉吉市】:福守地区において排水ポンプ車の運用開始。福庭東地区において、浸水対策として簡易堰を設置、上井雨水排水ポンプ場の耐震診断を実施。 【三朝町】:国と協議検討 【湯梨浜町】:龍島排水機の効果確認 【北栄町】:各施設管理者において検討実施	【鳥取県】:流域治水分科会で市町と対策検討 【倉吉市】:福庭東地区の可搬式ポンプ車の運用開始。福庭東地区において、浸水対策として簡易堰を設置、成徳地区雨水排水ポンプ場の耐震診断を実施。 【三朝町】:継続検討 【湯梨浜町】:松崎排水機機の設置検討 【北栄町】:各施設管理者において検討実施
3-2-2 各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策の実施																																	
3-2-3 フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施	H29～順次実施					●																						東新田場悪水樋管準備 上福田3号排水樋門	順次整備				

●:取組計画書の作成機関



情報提供

要配慮者利用施設における避難確保計画

別紙

避難確保計画作成支援動画

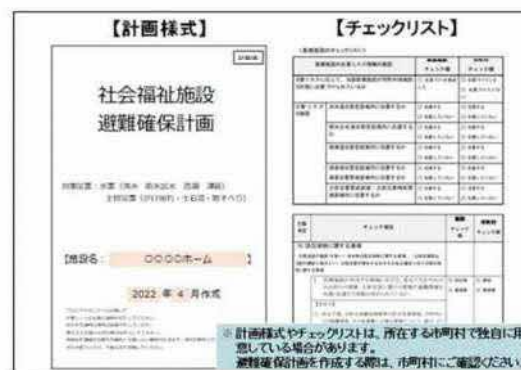
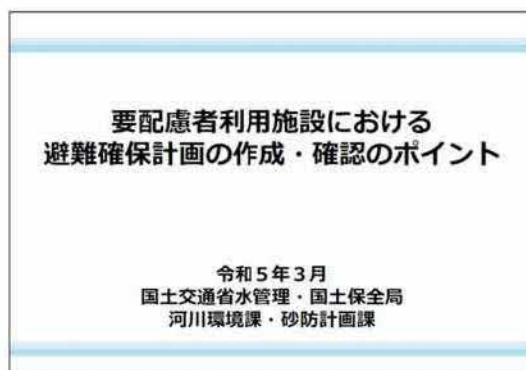
「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】



【動画の画面例】



2. 災害リスク等の確認

様式1-3 施設が有する災害リスク

災害の種類	確認事項	確認内容	確認方法
水害(洪水、雨 漬水浸水想定区 域(洪水))	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水深、浸水継続時間を確認	0.5m~3m 1日~3日未満	当該区域の有無
	<input type="checkbox"/> 該当なし	0.5m~1m 浸水継続時間 12時間~1日未満	
	<input type="checkbox"/> 該当なし	0.5m~3m 浸水継続時間 1日~3日未満	
雨水出水浸水想定区域(雨水出水)	<input type="checkbox"/> 該当なし	0.5m~1m 浸水継続時間 12時間~1日未満	
高潮浸水想定区域(高潮)	<input type="checkbox"/> 該当なし	0.5m~3m 浸水継続時間 1日~3日未満	
津波災害警戒区域(津波)	<input type="checkbox"/> 該当なし	最大浸水深 2m 津波到達時間 60分	
土砂災害	<input type="checkbox"/> 該当なし	2m 津波到達時間 60分	
土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 該当なし	2m 津波到達時間 60分	
土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 該当なし	2m 津波到達時間 60分	

5. 避難誘導

様式4-0 避難誘導

①原則、施設利用者の適切な支援を提供できる4名(系列グループホーム)に立寄り避難する。
②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立寄り避難する。

災害の種類	避難方法	避難所要時間	避難所要人数	避難所要時間	避難所要人数
洪水	避難方法	避難所要時間	避難所要人数	避難所要時間	避難所要人数
雨水出水浸水	A棟(系列グループホーム)	10分	4名	10分	4名
高潮浸水	B棟(系列グループホーム)	10分	4名	10分	4名
津波	C棟(系列グループホーム)	10分	4名	10分	4名
土砂災害	D棟(系列グループホーム)	10分	4名	10分	4名

避難方法や避難に要する時間を確認

要配慮者利用施設における避難確保計画

5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
 - ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
 - ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かかった
 - ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
 - ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが「義務」づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約1000人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。

【関連ホームページ】(国土交通省)

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・記載様式
- ・チェックリスト 等

<https://www.mlit.go.jp/river/boisai/main/saigai/jouhou/jieisaihou/bousai-gensai-suibou02.html>



- ・避難確保に関するeラーニング教材【動画】



<https://youtu.be/VtMlyW9Yow4>

- ・避難確保計画の作成・活用のポイント【動画】



<https://youtu.be/Va400F33ucs>

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111 (代表)

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設※では、
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が「義務」づけられています。

※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等



国土交通省 水管理・国土保全局

要配慮者利用施設における避難確保計画

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者の人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。



Point

- ✓ 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
- ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
- ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご活用ください

2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



Point

- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
- ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

立退き避難 基本の避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。 ・避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定（福祉）避難所、指定緊急避難場所等があります。
屋内安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。 ・ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。



Point

- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
- ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
- ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報等	早期注意情報 (発令時の可能性)	大雨注意報 洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の情報収集	情報収集	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断	避難開始	避難完了	

Point

- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
- ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう

要配慮者利用施設における避難確保計画

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

令和3年

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ① 避難確保計画の作成
- ② 避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③ **避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



➢ 地域全体の警戒避難体制の充実を図るためにも、都道府県はこれら区域の指定、市町村は地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要です。

1 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」については、国土交通省のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画**です。
- 市町村は、要配慮者利用施設を**新たに市町村地域防災計画に位置付ける際**に、施設管理者等に対して水害や土砂災害の危険性を説明し、**避難確保計画の作成を促しましょう**。（既に「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」などで、災害に対処する具体的な計画を定めている場合には、**既存の計画に避難確保計画に定める項目を加えることでも対応できます**。）
- 避難確保計画の作成について、**各施設を担当する関係部局と防災部局等が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

市町村長による指示及び公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、**正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができることとなっています。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際には、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

2 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、原則として年1回以上避難訓練を実施し、**市町村長に結果を報告することが義務づけられています**。
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練などがあります。
- 避難訓練結果を踏まえて、**避難確保計画を見直すことが重要**です。

3 助言・勧告

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

避難確保計画への助言・勧告

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、国土交通省の**チェックリスト**※等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。

避難訓練報告への助言・勧告

- 施設管理者等から避難訓練の報告があったときは、避難訓練の内容やそれに伴う避難確保計画の見直しについて、国土交通省の**チェックリスト**※等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。

要配慮者利用施設でのより一層の避難の実効性確保に向け、関係部局が連携して支援することが重要です！

問い合わせ等

国土交通省 水管理・国土保全局
水防法関係 河川環境課水防企画室 土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



（令和5年3月）

要配慮者利用施設における避難確保計画

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

令和3年

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

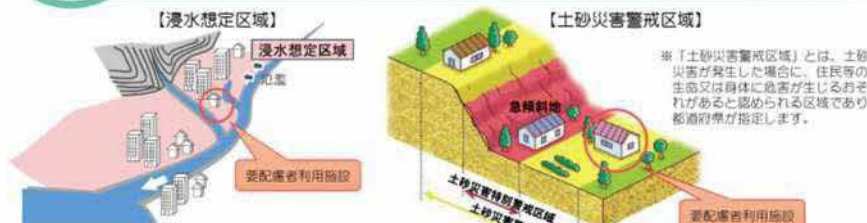
※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

ポイント!

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント(改正事項)

- ① 避難確保計画の作成
- ② 避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③ **避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

要配慮者利用施設とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- | | | |
|---------------------------|----------------------|---------------------|
| (社会福祉施設) | ・児童福祉施設 | ・障害者福祉施設 |
| ・老人福祉施設 | ・障害児通所支援事業の用に供する施設 | ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 |
| ・有料老人ホーム | ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 | ・子育て短期支援事業の用に供する施設 |
| ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | ・一時預かり事業の用に供する施設 | ・児童相談所 |
| ・身体障害者社会参加支援施設 | ・児童福祉施設 | ・母子健康相談支援センター 等 |
| ・障害者支援施設 | ・児童発達支援センター | |
| ・地域活動支援センター | ・福祉ホーム | |
| ・福祉ホーム | ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 | |
| ・保護施設 | | |
| (学校) | ・幼稚園 | ・特別支援学校 |
| ・小学校 | ・高等学校 | ・高等専門学校 |
| ・中学校 | ・中等教育学校 | ・専修学校(高等課程を置くもの) 等 |
| | | (医療施設) |
| | | ・病院 |
| | | ・診療所 |

※義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち(※※は、準災害警戒区域内にある施設のうち)、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画**です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要**です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらうように**しましょう。
- 訓練後は**振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- 施設職員への防災教育のためには、**市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。

避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

3

適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること

施設の所在する市町村へお問い合わせください。

法律に関すること

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL: 03-5253-8111 (代表)

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jietsuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



(令和5年3月)

特別養護老人ホーム「けいわ苑」の事例

【福島県喜多方市】

- 令和4年8月3日からの大雨により、喜多方市塩川町にある特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、浸水前に、職員が1階にいた高齢の利用者39人を2階以上に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設では、ハザードマップを通して、河川氾濫の危険性を認識しており、常日頃から付近の河川の危機管理型水位計（福島県設置）の水位情報を確認していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど平時から災害に対する備えの意識が高かった。

【避難までの経緯】（※施設職員への聞き取りによる）

訓練実施状況

8/3 23:00

姥堂川の前田橋観測所（危機管理型水位計）が危険水位を超過

8/3 23:30

危険水位超過をふまえ、職員を緊急参集し、1階の入居者を垂直避難させるよう指示



【被害状況】（喜多方市）
人的被害：なし
住家被害：床上浸水16棟
床下浸水109棟
（福島県被害状況即報第24報より）

8/4 00:20

全員の避難を完了

8/4 01:35

敷地内の駐車場で冠水が始まったため、施設の入りに土のうを設置

8/4 02:30

施設内にも浸水が始まる

けいわ苑の浸水状況



（写真：けいわ苑提供）



（写真：喜多方市提供）



【施設長コメント】

「ハザードマップや避難訓練を通して、近くを流れる川の危険性は認識していたので、無事に避難を終えることができました。入所者の命の安全を確保し、安心して暮らせるよう今後も努めていきたい」

（NHKニュース記事より）